

平成20年度全国労災補償監察官会議資料

- 主任中央労災補償監察官、副主任中央労災補償監察官説明資料（資料Ⅰ）
 - ・「平成20年度 中央労災補償業務監察方針及び実施計画」（資料Ⅰ－１）
 - ・「平成20年度 中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」（資料Ⅰ－２）
 - ・「中央監察における労働基準監督署関係主要指摘事項 平成11～19年度（資料Ⅰ－３）」
 - ・「地方労災補償監察官監察指針」（平成15年4月）（出席者持参資料）
 - ・「平成19年度 中央労災補償業務監察結果報告書」（出席者持参資料）
 - ・「平成19年度 中央労働保険適用徴収業務監察結果報告書」（出席者持参資料）
- 労災管理課企画担当補佐説明資料（資料Ⅱ）
 - ・「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令について（通勤災害保護制度の見直し関係）」（資料Ⅱ－１）
 - ・「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令について（二次健康診断等給付の見直し関係）」（資料Ⅱ－２）
 - ・「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について（介護補償給付及び介護給付の見直し関係）」（資料Ⅱ－３）
- 補償課医療福祉担当補佐説明資料（迅速・適正な事務処理等労災補償業務の運営にかか
る留意事項等について）（資料Ⅲ）
 - ・「労災関係の事務処理における個人情報漏洩の類型別事例」（資料Ⅲ－１）
 - ・「審査請求事件の状況」（資料Ⅲ－２）
 - ・「係争中の労災行政事件訴訟等の現状」（資料Ⅲ－３）
- 補償課医療福祉担当補佐説明資料（労災診療費の重点審査及び長期療養者の適正給付対
策等について）（資料Ⅳ）
 - ・「外科後処置実施要綱」（資料Ⅳ－１）
 - ・「パンフレット「義肢等補装具支給制度について」（表紙のみ）」（資料Ⅳ－２）
 - ・「リーフレット「筋電電動義手の研究用支給について」（表紙のみ）」（資料Ⅳ－３）
 - ・「一般傷病に係る適正給付対策の推進に当たって留意すべき事項」（資料Ⅳ－４）
- 補償課職業病認定対策室長補佐説明資料（資料Ⅴ）
 - ・「精神障害の業務起因性の判断のフローチャート」（資料Ⅴ－１）
 - ・「上司の「いじめ」による精神障害等の業務上外の認定について（平成20年2月6日
付け基労補発第0206001号）（資料Ⅴ－２）」
 - ・「出来事が複数認められる場合の考え方」（資料Ⅴ－３）
 - ・「石綿による肺がん事案の事務処理について（平成19年3月14日付け基労補発第031
4001号）（資料Ⅴ－４）」
 - ・「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集（抜粋）」（資料Ⅴ－５）
 - ・「新しい疾病に係る本省協議及び補504による報告の徹底について（平成18年10
月3日付け職業病認定対策室長事務連絡）（資料Ⅴ－６）」
- 労災保険業務室年金担当補佐説明資料（資料Ⅵ）
 - ・「システム別進行管理に活用できる出力リストについて」（資料Ⅵ－１）

- ・「文書報告事案について」(資料Ⅵ－２)
- ・「基本権取消処理が必要な事案一覧表」(資料Ⅵ－３)

○ 労災保険業務室短期給付担当補佐説明資料 (資料Ⅶ)

- ・「５号等未処理事案リストの印書例」(資料Ⅶ－１)
- ・「保留区分入力一覧表の印書例」(資料Ⅶ－２)
- ・「決議前未処理事案リスト(療養の費用)の印書例」(資料Ⅶ－３)
- ・「決議後未処理事案リスト(療養の費用、支払待データ)の印書例」(資料Ⅶ－４)
- ・「被災者別未処理事案リストの印書例」(資料Ⅶ－５)

○ 労働保険徴収課業務担当補佐説明資料 (資料Ⅷ)

- ・「適用徴収業務の効率的な運営について」

主任中央勞災補償監察官
副主任中央勞災補償監察官
說 明 資 料

平成20年度 中央労災補償業務監察方針及び実施計画

第1 中央監察方針

中央労災補償業務監察(以下「中央監察」という。)においては、労災補償業務に関する各局の運営状況等を実地に把握し、行政の斉一性が確保され、組織的機能を十分に果たしているかなどについて検証してきたところであるが、平成19年度までの各局の状況をみると、中央監察を実施するたびに、局・署における基本的な事務処理の徹底に係る指摘が繰り返されてきている。

また、最近においては、脳・心臓疾患や精神障害等の事実調査に多大な事務量を要する事案の請求件数も大幅に増加する一方で、業務実施に係る予算・定員は減少する傾向にあり、これまでも増して組織的・効率的な業務運営が必要となっている。

このため、平成20年度の中央監察においては、基本的な事務処理が徹底されるための体制が整っているか、業務実施計画の策定や長期末決事案の処理において、局・署における組織的な対応がなされているのか、特に管理者による進行管理が十分でない場合はその原因がどこにあるのか、といった観点も念頭に置きつつ、管理者からのヒアリング、関係書類の確認等の手法により、次の3項目を重点に監察を実施する。

第2 重点監察項目

平成20年度の中央監察に当たっては、都道府県労働局における労災補償業務のうち、

① 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

行政運営方針及び管内の実情等を踏まえ、行政課題に的確に取り組むための具体的かつ実効性のある業務実施計画が策定されているか

② 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

労災保険給付等の事務処理が迅速・適正に行われるよう局・署の管理者が、的確な進行管理を行っているか

③ 地方労災補償監察官制度の運用状況

地方労災補償監察等において、適切な指示・指導が行われるとともに、改善措置状況を確認するなど実効ある監察等が行われているかを重点監察項目とする。

第3 中央監察の時期

前期：6月上旬～7月下旬

後期：9月上旬～11月上旬

第4 中央監察対象予定局署（別添のとおり）

労働局：28局

監督署：46署（労災補償業務及び適用徴収業務の監察を併せて実施）

平成20年度 中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画

第1 中央監察方針

中央労働保険適用徴収業務監察（以下「中央監察」という。）においては、労働保険適用徴収業務に関する各局の運営状況等を実地に把握し、行政の斉一性が確保され、組織的機能を十分に果たしているかなどについて検証してきたところであるが、平成19年度までの各局の状況をみると、中央監察を実施するたびに、局・署における基本的な事務処理の徹底に係る指摘が繰り返されてきている。

また、労働保険の適用状況について、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」に未手続事業の一掃が盛り込まれ、この対策の一層の促進が求められている。

このため、平成20年度の中央監察においては、基本的な事務処理が徹底されるための体制が整っているか、未手続事業一掃対策が十分な検討の下に実効性のあるものとなっているか、といった観点も念頭に置きつつ、管理者からのヒアリング、関係書類の確認等の手法により、次の3項目を重点に監察を実施する。

第2 重点監察項目

平成20年度の中央監察に当たっては、都道府県労働局における労働保険適用徴収業務のうち、

① 労働保険の未手続事業一掃対策の実施状況

職権成立の実施を含めた未手続事業一掃対策が効率的・効果的に推進されているか

② 徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏の発令状況、主任収入官吏等の事務取扱補助者等の任命状況、徴収事務に係る署への指導状況、現金領収証書等のチェック体制及びスタンプ領収の取扱状況等について適正に行われているか

③ 労働保険事務組合に対する監督・指導の状況

監督・指導の状況及び事務処理の改善指示が適切に行われているかを重点監察項目とする。

第3 中央監察の時期

前期：6月上旬～7月下旬

後期：9月上旬～11月上旬

第4 中央監察対象予定局署（別添のとおり）

労働局：25局

監督署：46署（適用徴収業務及び労災補償業務の監察を併せて実施）

中央監察における 労働基準監督署関係主要指摘事項

平成11～19年度

中央労災補償監察官室

中央監察における労働基準監督署関係主要指摘事項

平成11～19年度

1 業務処理体制等

(1) 管内行政課題の把握等

- 重点行政課題等について、単に局と同様とし、自署の管内情勢、業務状況等が十分に反映されず具体的でないもの

(2) 業務処理体制

- 課長起案のものについて、署長のみの決裁となっているもの等、相互牽制体制がとられていないもの
- 修正用帳票の決裁について、
 - ・署長決裁が確実に行われていないもの(例:基本情報修正票)
 - (注:以下、下線部分の事項は平成19年度新たに指摘されたもの)
 - ・署長の決裁のみのもの
 - ・決裁日が記入されていないもの
- 署長、次長段階でのチェック項目が徹底されていないもの
- 請求書の審査に当たって、職制別のチェック項目が定められていないもの
- 要調査事案か否かの判断を担当者任せにしているもの
- 保険給付に係る支給決定支払決議書のOCR入力を労災主務課で行っているもの
- 「特定データ用カード」の管理・保管について、運用管理責任者である署長が行っていないもの

(3) 業務計画の樹立

- 前年度の実施結果等を十分検討することなく、前年度計画を踏襲しているもの
- 相当数の長期未決事案を抱えているにもかかわらず、解消についての対応が十分とはいえないもの

2 保険給付(共通事項)

(1) 保険給付の迅速処理

- 請求書に受付印の押印がないもの
- OCR入力が受付当日又は翌日までに行われていないもの

- ・平均賃金、休業期間等に不備があり、補正後入力しているもの
- ・調査終了後に入力しているもの
- 不備返戻で、
 - ・再提出期限を付していないもの
 - ・再提出がなされないにもかかわらず、督促を行っていないもの
 - ・内部要因により返戻に時間を要しているもの
 - ・決裁を受けることなく、不備返戻しているもの
 - ・OCR入力することなく、不備返戻しているもの
 - ・保険給付請求書処理簿(不備返戻簿)の処理経過が不明のもの
- 請求書の証明欄の記載・訂正が適正に行われていないもの
- 決議書の注意を喚起するメッセージについて確認を行っていないもの
- 請求書記載内容を補正しているにもかかわらず、補正した経過を記録していないもの
- 「災害発生状況」欄について職員が全て記載しているもの
- 請求書等の決裁において、一部管理者の決裁がないもの
- 必要な調査等が終了しているにもかかわらず、決定まで長期間を要しているもの
- 各種配信リストについて、署長等が活用していないもの
- 医証の収集について、
 - ・意見書等の提出期限を示すことなく依頼しているもの
 - ・提出期限を過ぎているにもかかわらず、速やかに文書等による督促を行っていないもの
 - ・医師意見書に受付年月日が押印されていないもの
- 医学的判断が必要な事案であるにもかかわらず、地方労災医員等の活用が図られていないもの

(2) 保険関係の確認

- 適用関係に疑義があるにもかかわらず、調査・確認を行っていないもの

(3) 労働者性の確認

- 労働者性に疑義があるにもかかわらず、調査・確認を行っていないもの
- 労働者性の確認について、関係者からの聴取がないもの
- 請求書の審査・確認が十分行われていなかったため、支給決定した後、労災保険の適用がない事業主であることが判明したため、支給決定を取り消しているもの

(4) 業務上外の認定

- 要調査事案にもかかわらず、調査・確認を行っていないもの
 - ・災害発生状況が不明確なもの
 - ・災害発生状況からみて、傷病名に疑義があるもの
 - ・災害発生状況の負傷部位とレセプトの負傷部位が相異しているもの
 - ・災害発生から相当期間経過後に請求があったもの
 - ・災害発生から初診日まで、相当の期間を経過しているもの
- 複雑困難な事案にもかかわらず、意見書依頼に当たって、文書等のみで医師に十分な説明を行っていないもの
- 腰痛事案について、災害調査のみにより不支給としているが、災害発生状況等から非災害性の検討がなされていないもの
- 腰痛の処理にあたり、調査不十分なまま認定しているもの
- 脳・心事案について、9号としての調査のみで決定しているが、災害発生状況からみて1号の可能性について検討がなされていないもの

(5) 保険給付に関する調査

- 要調査事案に該当する事案であるにもかかわらず、調査することなく支給決定を行っているもの
- 調査対象としているが的確な調査が行われていないもの

(6) 給付基礎日額の決定

- 平均賃金算定内訳の手当の内容について疑義があるにもかかわらず、調査・確認を行っていないもの
- 平均賃金の算定を誤っているもの

(7) 再発の認定

- 再発事案について、当初の疾病との因果関係が明らかでないにもかかわらず、調査を行っていないもの

(8) 署長等の進行管理、長期未決事案の防止及び解消

○ 事案の把握

- ・脳・心、精神、石綿等調査事項が多岐にわたる事案が、請求書受付後、署長に情報が直ちに報告されず、署長が事案を把握できていないもの
- ・署長管理事案であるにもかかわらず、6か月経過してもなお署長が事案を把握していないもの

- ・長期未決事案について、署長は担当者からの報告を漫然と待っているのみで、自ら事案の確認・把握を行っていないもの
- ・処理が長期化した事案で早期完結のため調査計画書を作成することとしている事案について、担当者任せとなっており、署長が事案を把握していないもの
- ・署長が事案検討会に参加するものの、現状報告を受けるだけで今後行うべき事案処理の内容を理解・認識(把握)しておらず、具体的な指示・指導を行っていないもの

○ 事案検討会の開催

- ・請求書受付後、速やかに調査計画書作成のための検討や長期未決事案に係る検討のための事案検討会が開催されていないもの
- ・事案の検討が次長や課長と担当者のみで行われ、署長が事案検討会に参加していないもの
- ・事案検討会の開催が脳・心、精神事案に限られ、調査事項が多岐にわたり処理が長期化すると考えられるその他の事案については、担当者任せとなっており、組織的な検討がなされていないもの
- ・月1回の定期開催に固執したため、事案処理のための検討が適時行われていないもの
- ・事案検討会の開催が遅く、調査計画書の検討、作成が速やかに行われていないもの
- ・事案検討会において、単に担当者からの現状報告が行われるにとどまるなど、署長が事案処理のために必要な調査・聴取や医証等の収集方法・時期等について検討・指示していないもの

○ 調査計画書の作成

- ・脳・心、精神、石綿等調査事項が多岐にわたり処理が長期化することが考えられる事案及び処理が長期化した事案について、早期完結のため調査計画書を作成することとされているにもかかわらず、一部の事案について調査計画書を作成していないもの
- ・調査計画を請求書受理後、速やかに策定していないもの
- ・処理の長期化が見込まれるにもかかわらず、調査計画を策定していないもの
- ・実地監察、業務指導時に調査計画書を作成するよう局から指導されているにもかかわらず、作成していないもの
- ・調査計画書の作成に3か月、局への進達までにさらに1か月等、調査計画書の作成及び局への進達に長期間要しているにもかかわらず、署長が事務処理の遅延に対する指示・指導を行っていないもの

- ・調査計画書は策定しているが、最初から6か月を超えた計画としているもの
- ・単に6か月の期間に調査事項を形式的に当てはめて調査計画書を作成するなど、調査が必要な項目、時期、方法、分担等処理方法を具体的に検討しておらず、実効性のある内容となっていないもの
- ・とりまとめ時期を含む事務処理全体を通じた計画が策定されていないもの
- ・調査計画書に調査予定年月日及び調査を実施した年月日が記載されておらず、調査計画書に基づく的確な進行管理を行えるものとなっていないもの

○ 調査計画書の変更・見直し

- ・「実地調査遅れ」等により調査計画書どおりに事務処理が遂行されていないにもかかわらず、調査計画の見直しが行われていないもの
- ・新たな事実等に基づき追加調査の必要が生じたにもかかわらず、調査計画書を変更していないもの
- ・精神障害等事案において、④事業場調査、⑥主治医意見書依頼、⑦請求人等への聴取調査とその実施年月のみを単に変更・記載しただけの形骸化した調査計画書となっている状況を署長のみならず局においても把握していながら、調査計画の見直しについて指示・指導していないもの

○ 処理経過簿の記載

- ・業務実施計画において、処理経過簿の作成が定められた事案であるにもかかわらず、処理経過簿が作成されていないもの(例:3か月経過事案)
- ・事案検討会等における署長の指示・指導事項が記載されていないもの
- ・署長の指示・指導事項が「適宜督促のこと」、「課長意見のとおり」等の記載のみで具体的な内容が記載されていないもの
- ・監察、業務指導時等の局からの指示・指導事項が記載されていないもの
- ・署長が指示・指導した事項及び実地監察、業務指導時等局から指示・指導された事項の履行状況の確認及びその後の進行管理を行っていないもの
- ・局からの指示事項が記載されているにもかかわらず、長期間放置し、署長が何ら指示せず、進行管理も行っていないもの
- ・「事業場関係者聴取」、「意見書依頼」等と実施日付のみが断片的に記載されるにとどまり、進捗よく状況を把握するのに必要な調査予定日や期限等が記載されていないもの
- ・事業場関係者が聴取に応じない、あるいは、資料の提供を遅延させる行為により処理

が遅延している状況を処理経過簿や事案検討会で把握しているにもかかわらず、署長は、職権行使による調査の実施を検討していないもの

○ 事案の進捗状況を署長等が的確に把握していないもの

- ・「着手遅れ」「取りまとめ遅れ」等、内部要因による遅れについて、署長等による進行管理、調査計画等の対策が不適切なもの
- ・署長が同一の事案について、数か月にわたり同様の指示をしており、的確な指示を行っていないもの
- ・長期未決事案について、担当者任せになっており、署長等の指示・指導が行われていないもの
- ・外部要因による遅れについて、適宜督促等を行っていないもの、実地調査等適切な処置が行われていないもの、署長等による進行管理、調査計画等の対策が不適切なもの

○ 被災者別長期未処理事案リスト等、未処理事案リストの活用が不十分なもの

(9) 適正給付対策の推進

- 管理対象者に係る管理カード等の整備が十分でないもの
- 調査対象者について、症状照会等の調査を実施していないもの
- 調査対象者の選定はされているが、特段の理由もなく調査がおこなわれているもの
- 調査対象者の選定は、療養開始後1年の時点で行っているにもかかわらず、症状照会等の時期を特段の理由もなく一律に2年後としているもの
- 症状照会等に対する主治医の意見書に「症状固定」又は「症状固定の見込み時期」が記載されているにもかかわらず、適切な調査・確認を行っていないもの
- 最初の症状照会のみ実施し、その後の調査が必要に応じて実施されていないもの
- 傷病の状態を的確に把握し、必要に応じ、主治医の意見書を依頼する必要があるもの
- 主治医からの聴取について、時期、方法が不明であるもの
- 振動障害の適正給付対策について、特段の理由もなく計画を実施していないもの

(10) その他

- 脳・心臓疾患事案について、明らかな法違反があるにもかかわらず、関係部署へ情報提供していないもの

3 各種保険給付業務

(1) 療養（補償）給付

- 要調査事案にもかかわらず、調査・確認を行っていないもの
 - ・被災労働者の職種が未記入のもの
 - ・現認者の職種、氏名が未記入のもの
 - ・災害発生状況が不明確なもの
 - ・災害発生状況からみて、傷病名に疑義があるもの
 - ・災害発生状況の負傷部位とレセプトの負傷部位が相異しているもの
 - ・労働者性又は災害発生状況に疑義があるもの
 - ・災害発生から相当期間経過後に請求があったもの
 - ・災害発生から初診日まで、相当の期間を経過しているもの
 - ・災害発生と傷病との因果関係に疑義があるもの
- 事業主印がない場合、新たに別の請求書を送付し、事業主印を押印させているもの

(2) 休業（補償）給付

- 要調査事案にもかかわらず、調査・確認を行っていないもの
 - ・月給者の休業請求期間中の賃金の支払状況について
 - ・傷病名からみて休業期間が長いと思われるもの
 - ・全部休業の請求で、実診療日数が少なく休業の必要性に疑義があるもの
 - ・特別加入者の休業の必要性について疑義があるもの
- 労働者性について、電話照会のみで客観的な資料による確認を行っていないもの
- 待期期間の取扱いに誤りが認められるもの
- 傷病の状態が要件を満たしているにもかかわらず、傷病補償年金に移行していないもの
- 他署からの回送された請求書について、自署の受付年月日で入力しているもの
- 「死傷病報告提出年月日」が記入されていないもの

(3) 障害（補償）給付

- 障害（補償）給付請求書裏面の診断書に記載されている障害の一部が、障害等級認定の際に考慮されていないもの
- 当初の傷病部位以外の障害が原災害に基づく障害か否かの確認を行っていないもの
- 神経障害等高度な医学的判断を要する事案について、主治医の意見のみで障害等級を決定しているもの
- 障害の程度の検討が十分に行われていないもの

- 障害等級の認定に際して、自局の業務実施要領に定めているにもかかわらず、職員が単独で行っており、複数体制で対応していないもの
- 第三者行為災害の障害認定において、障害認定調査をしながら障害等級決定をせずに放置しているもの

(4) 傷病（補償）年金

- 則18条の2による届出の診断書に「症状固定」と記載されているにもかかわらず、年金給付へ移行しているもの

(5) 遺族（補償）給付

- 受給権者・受給資格者の確認が適切に行われていないもの

(6) 年金給付

- 新規決定時におけるチェック体制の不備、公的書類との照合が不十分であったことから「生年月日誤り」等による年金基本権の取消が生じさせているもの
- 定期報告未提出者に対して、必要な調査・確認や支払差止めをしていないもの
- 支払差止め後に、受給権者に係る的確な調査・確認が行われていないもの
- 支払差止め後長期間経過した事案について、特段の理由もないまま追跡調査を中断しているもの、特に、差し止め後4年目の請求時効に関わる事案について、調査を行っていないもの
- 年金受給権者が所在不明の事案について、調査すれば判明する事案についても調査実施まで長期間要しているもの
- 厚生年金等未調整者（調査中・請求中）の確認に長期間要しているもの
- 厚生年金等の受給の有無について、受給権者及び社会保険事務所等に照会調査などを行っていないもの

4 その他の給付業務

(1) 第三者行為災害

- 第三者行為災害届の提出がないまま処理しているもの
- 調査復命書が適切でないもの
- 同一構内の同僚者間等の災害について第三者行為災害届の提出指導を行わず、また、求償権差し控え事案として局長に報告する事なく署長完結として処理しているもの
- 保険会社等からの回答が遅れているにもかかわらず、督促等していないもの

- 調査が不十分なまま、求償差控事案として局へ報告しているもの
- 第二当事者等の資力の調査を十分行わないまま、求償差控事案として局へ報告しているもの
- 求償権行使差控事案において当事者の事情聴取のみ行い必要な裏付けをとっていないもの、未成年という理由のみで第二当事者無資力としているもの
- 第二当事者が不明又は無資力であるとして署内完結とし局へ報告していないもの
- 歳入徴収官への保険給付(求償権・債権発生)通知が遅延しているもの
- 第三者行為災害処理経過簿に事跡が残されていないもの
- 第三者行為災害処理経過簿に決裁がないもの、又は復命書決裁時にまとめて署長決裁しているもの
- バイクと飼犬の接触事故について、三者行為災害としての調査が行われていないもの
- 過失割合等の検討を行っていないもの
- 被災労働者本人から念書をとっていないもの
- 念書の必要項目に記載洩れがあるにもかかわらず、不備返戻していないもの

5 不正受給等防止対策の実施状況

- 不正受給防止に係るリストの活用が、管理者も含め、十分行われていないもの

6 労働保険適用・徴収業務

(1) 任免関係

- 収入官吏代理の任免を署長が行っており、発令権者である局長が行っていないもの
- 主任又は分任収入官吏代理の命免簿が整備されていないもの
- 分任収入官吏代理の任命について、分任収入官吏1名につき特定の分任収入官吏代理1名を任命していないもの
- 主任収入官吏等事務取扱補助者を任命しないまま、その事務をさせているもの
- 主任収入官吏等事務取扱補助者が1名のみで、複数任命されていないもの
- 分任収入官吏全員を主任収入官吏事務取扱補助者に任命しているもの
- 分任収入官吏で現金領収等の実績のない者がいるなど必要以上の人数を発令しているもの
- 収入官吏又は事務取扱補助者として業務を行わなくなった者を免ずる発令がなされて

いないもの

- 主任収入官吏事務取扱補助者命免簿の「事務の範囲」が不適切なもの又は明記されていないもの

- 歳入歳出外現金出納官吏の任免が適正に行われていないもの

(2) 現金領収証書等の管理・保管等

- 現金領収証書等の受払いについて、請求手続きが口頭等により行われ、物品請求書等により行われていないもの
- 物品管理官より現金領収証書綴等の交付を受けた場合について、表紙余白に交付年月日、所属、官職氏名が記入されていないもの
- 主任収入官吏が交替する際の現金領収証書綴の取扱いについて、表紙余白に引継年月日、所属、後任の官職氏名の記載がないもの
- 主任収入官吏等の現金領収証書等について、主任又は分任収入官吏のうちあらかじめ指定した者(のうち上位の者の例:次長)が、管理・保管していないもの
- 分任収入官吏から分任物品管理官への請求手続きが口頭のみで行われているもの

(3) 労働保険料等の収納・納付受託等

- 現金領収証書等について
 - ・未使用部分に氏名の記載(ゴム印)があるもの
 - ・現金領収証書の領収年月日が記入されていないもの
 - ・現金領収証書の領収金額・領収年月日を訂正しているもの
 - ・現金領収証書、納付受託証書に割印が洩れているもの
 - ・現金領収証書の控えに検印がないもの、現金出納簿との確認が不十分なもの
 - ・検収印の押印が適切な位置でないもの
 - ・現金領収証書の検印を相当期間まとめて押印しているもの
 - ・現金領収証書の検印を現金等の領収日に押印していないもの
 - ・現金領収証書の書損理由、その後の顛末が記載されていないもの
 - ・現金領収証書の書損処理で一部決裁が洩れているもの
 - ・現金領収証書の書損処理で、「書損」の表示がないもの、又は誤って「廃棄」と表示しているもの
 - ・原符の複写の文字が薄いため、ボールペンにより書き加え、書損としていないもの
 - ・廃棄に当たり、未使用分の全葉が斜線で抹消されていない、決裁を受けていないもの

- ・訂正印の押印がないもの
- ・主任収入官吏の現金領収証書の訂正印が、訂正を行う補助者の私印でないもの
- ・領収金額を加筆しているもの
- ・主任収入官吏の現金領収証書で官印押印後に書損としているもの
- ・分任収入官吏の現金領収証書で記名押印後に書損としているもの
- ・訂正可能であるにもかかわらず書損としているもの
- 納付受託証書について
 - ・主任収入官吏名義及び同公印を使用しているもの
 - ・不渡りとなった証券について、委託者に返還していないもの、また、返還した不渡り証券の受領証書を徴していないもの
 - ・納付受託証書の組戻しの際に、証券の受け渡しの日付が記入されていないもの
 - ・納付受託証券整理簿の備考欄に再委託中のものが完結した際に、署長等の決裁を受けていないもの
 - ・記名、押印後に書損としているもの
- 現金出納簿について
 - ・現金領収したにもかかわらず、記載していないもの
 - ・現金領収証書により現金を領収した日、日銀へ払込した日に決裁がないもの
 - ・累計の決裁が行われていないもの
 - ・年度毎等に空欄(行間)があるもの
 - ・摘要欄に、主任収入官吏代理が現金領収を行った場合の「代理開始」「代理終止」の記載がないもの、又は誤って記載しているもの
 - ・現金出納簿の月日が誤っているもの、金額の訂正処理を誤っているもの
- 転免者に係る現金出納簿及び納付受託証書受払簿の記載及び現金領収証書の廃棄処理に誤りがあるもの
- 主任収入官吏が、現金領収証書、出納簿等を十分確認せず決裁・検印しているもの
- スタンプ領収について
 - ・スタンプ領収責任者が定めず、スタンプ領収を行っているもの
 - ・スタンプ領収事務が複数人によるけん制体制がとられていないもの
 - ・納付書の金額に訂正があるにもかかわらず、スタンプ領収しているもの
 - ・スタンプ領収使用簿を作成することなくスタンプ領収しているもの

- ・スタンプ領収の納付書について、ナンバーリングによる一連番号が打たれていないもの
- ・スタンプ領収使用簿への記載洩れや金額の誤記入により払込遅延が発生したもの
- ・現金出納簿の記載において他の領収と区別して記入していないもの
- 分任から主任への歳入歳出現金の引継について領収証書の交付が遅延しているもの
- 主任収入官吏の事務処理について、主任在庁時であるにもかかわらず、主任収入官吏代理で行っているもの
- 主任収入官吏代理の事務処理について、主任不在時であるにもかかわらず、主任収入官吏名で行っているもの
- 分任収入官吏の事務処理について、分任収入官吏が在庁しているにもかかわらず、分任収入官吏代理名で事務処理しているもの
- 受領した保険料の日銀への払込みが遅延しているもの
- 払込書の作成事務について、払い込みが翌日であった場合、領収日に在庁していた主任収入官吏あるいは主任収入官吏代理が払込書を作成し、その払込書を用いて払い込みをしていないもの
- 収納事務に係るチェックリストが不備なもの

労災管理課企画担当補佐
説 明 資 料

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令について (通勤災害保護制度の見直し関係)

1 趣旨

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていること、また、平成19年4月18日大阪高裁判決（義父の介護のため通勤経路を逸脱した労働者に対する休業給付不支給決定を取り消すものとする判決。）を踏まえ、労働者が要介護状態にある家族の介護を行うケースについて、通勤災害保護制度の対象とする省令改正を行ったものである。

2 省令改正の対象とする介護行為の範囲

(1) 介護を受ける対象者の範囲

- 「要介護状態（注）にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹」を対象とする（育児・介護休業法に基づく介護休業制度の対象家族と同様。）。

（注）要介護状態の判断基準は、単身赴任者が就業場所と帰省先住居の間を移動する経路を通勤災害保護制度の対象とする場合の考え方と合わせる。要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を要する状態（労災則第7条）をいい、常時介護を必要とする状態かどうかは、「労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について（基発第0331042号）」の別表「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」（別添参照）により判断する。

(2) 介護の内容等

- 労働者が介護を反復継続して行っていることを要件とすることが適当である。すなわち、介護についても、介護が労働者本人にとって日常生活上必要な行為であることが必要であり、通常は他の者が行っている家族の介護をたまたま代わって行うケースまで対象とすること適当でないと考えられる。（初めて介護を行ったケースは、介護をその後も反復継続して行うこと予定していたかどうかによって判断することとする。）。
- 介護については、およそ介護に該当するものであればよいと考えられ、個別具体的な内容までは定めない。また、時間についても定めない。
なお、逸脱・中断の間を除き、通勤災害の保護の対象となるのは、当該逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」（労災保険法第7条第3項）であることから、介護についても、「やむを得ない事由により行うための最小限度のもの」であることが必要である。

3 施行期日

平成20年4月1日

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 日常生活動作事項（第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目をいう。）のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつその状態が継続すると認められること。
- 2 問題行動（第2表の行動欄の攻撃行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目をいう。）のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

<第1表>

事項 状態	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩行	杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	付添いが手や肩を貸せば歩ける	歩行不可能
ロ 排泄	・自分で昼夜とも便所でできる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる	・介助があれば簡易便器でできる ・夜間はおむつを使用している	常時おむつを使用している
ハ 食事	スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	臥床のままで食べさせなければ食事ができない
ニ 入浴	自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので、全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている ・清拭を行っている
ホ 着脱衣	自分で着脱できる	手を貸せば、着脱できる	自分でできないので全て介助しなければならない

<第2表>

行動 程度	重 度	中 度	軽 度
イ 攻撃的行為	人に暴力をふるう	乱暴なふるまいを行う	攻撃的な言動を吐く
ロ 自傷行為	自殺を図る	自分の体を傷つける	自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い	火を常にもてあそぶ	火の不始末が時々ある	火の不始末をすることがある
ニ 徘徊	屋外をあてもなく歩きまわる	家中をあてもなく歩きまわる	時々部屋内でうろうろする
ホ 不穏興奮	いつも興奮している	しばしば興奮し騒ぎたてる	ときには興奮し騒ぎたてる
ヘ 不潔行為	糞尿をもてあそぶ	場所を構わず放尿、排便をする	衣服等を汚す
ト 失禁	常に失禁する	時々失禁する	誘導すれば自分でトイレに行く

※「労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について(基発第0331042号)」の別表

○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
 - 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
 - 三 二次健康診断等給付
- 2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- 一 住居と就業の場所との間の往復
 - 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
 - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

（日常生活上必要な行為）

第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- 五 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令について (二次健康診断等給付の見直し関係)

1 趣旨

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（以下「定期健康診断等」という。）については、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導を行なうことが義務づけられ、その参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム」がとりまとめられたことを踏まえ、作業関連疾患である脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、定期健康診断等の検査項目を見直す労働安全衛生規則等の改正が行われたところ。（平成19年7月6日公布、平成20年4月1日施行）

これに伴い、定期健康診断等の結果の一部を要件として給付を行う労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断等給付についても、所要の改正を行ったものである。

2 改正内容

(1) 二次健康診断等給付の対象者条件について

- ① 「血清総コレステロールの量の検査」に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」とする。
- ② 「BMIの測定」を「腹囲の検査又はBMIの測定」に改めること。

(2) 二次健康診断の検査項目について

「血清総コレステロールの量の検査」に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」とする。

3 施行日

平成20年4月1日

○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）

二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

一 血圧の測定

二 低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査

三 血糖検査

四 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 BMI = 体重（kg）÷身長（m）の二乗

2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

一 空腹時の低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査

二 空腹時の血中グルコースの量の検査

三 ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断（法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行つた場合を除く。）

四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査

五 頸部超音波検査

六 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。）

**労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症
に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について
(介護補償給付及び介護給付の見直し関係)**

1 趣旨

労働災害により介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給しているところである。今般、他制度の介護手当との均衡等を考慮して当該給付額に係る最高限度額及び最低保障額の見直しを行ったものである。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和４２年法律第９２号。）に基づき支給する介護料においても上記と同様の見直しを行った。

2 改正の内容

(１) 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更した。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>104,960 円</u> (104,590 円)	<u>56,930 円</u> (56,710 円)
随時介護を要する者	<u>52,480 円</u> (52,300 円)	<u>28,470 円</u> (28,360 円)

(２) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更した。

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>104,960 円</u> (104,590 円)	<u>56,930 円</u> (56,710 円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,720 円</u> (78,440 円)	<u>42,700 円</u> (42,530 円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,480 円</u> (52,300 円)	<u>28,470 円</u> (28,360 円)

※ () 内は、従前の額

3 施行日

平成２０年４月１日

○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一～六 （略）

七 介護補償給付

2～3 （略）

4 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一～三 （略）

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一～三 （略）

2 第十九条の二の規定は、介護給付について準用する。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。）その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万四千九百六十円を超えるときは、十万四千九百六十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万六千九百三十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親

族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 五万六千九百三十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万六千九百三十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

- 2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十万四千九百六十円」とあるのは「五万二千四百八十円」と、「五万六千九百三十円」とあるのは「二万八千四百七十円」と読み替えるものとする。

（介護給付の額）

第十八条の十四 第十八条の三の四の規定は、介護給付の額について準用する。この場合において、同条第一項中「障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金又は傷病年金」と読み替えるものとする。

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）（抄）

附 則

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）

第七条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行の日の前日において前条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料（以下「介護料」という。）を受ける権利を有していた被災労働者については、同法第八条及び第十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該被災労働者が第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の八第四項の介護補償給付の支給を受けたときは、その時以降、当該被災労働者には、介護料を支給しない。

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）（抄）

（介護料の支給）

第八条 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、介護料を支給する。

- 2 介護料は、介護に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成8年労働省令第6号）
（抄）

第三条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第28号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）の施行の日の前日において同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料を受ける権利を有していた被災労働者に支給する同条の介護料については、なおその効力を有する。

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する省令（平成8年労働省令第6号）第6条の規定により、なおその効力を有することとされた炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和42年労働省令第28号）（抄）

第七条 法第八条の介護料は、毎月一回支給するものとする。

2 （略）

3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万六千九百三十円、四万二千七百円又は二万八千四百七十円とする。

4 その月において介護に要する費用として支出された費用の金額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万四千九百六十円、七万八千七百二十円又は五万二千四百八十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万四千九百六十円、七万八千七百二十円又は五万二千四百八十円）とする。

補償課医療福祉担当補佐 説 明 資 料

(迅速・適正な事務処理等労災補償業務の運営にかかる
留意事項等について)

労災関係の事務処理における個人情報漏洩の類型別事例

類型	事例	発生原因	再発防止策
Ⅰ 誤送付	文書を医療機関に郵送する際、誤って同一名称の別医療機関に郵送したものの。	請求書を請求人以外の事業主や医療機関に郵送する際、不注意により宛名の記入を誤った上、送付の際に宛名と送付する文書内容についての照合・確認を行わなかったことによる。	書類を郵送する際には、送付先の宛名と送付する文書内容について、複数の職員による照合・確認を必ず行うことを徹底すること。
	文書を送付する際、誤ってA宛の文書をBの住所を記載した封筒に、B宛の文書をAの住所を記載した封筒に入れたため、Aの文書がBに、Bの文書がAに対し郵送したものの。	不注意により宛名の記入を誤った上、郵送の際に再度内容の照合を行わなかったことによる。	郵送の際には宛先と内容について、複数の職員による照合・確認を必ず行うことを徹底すること。
Ⅱ 混入	受給者Aに対し、封書により保険給付支給決定通知書を郵送する際に、誤って受給者Bの保険給付支給決定通知書も同封し、Aあてに送付したものの。	他の文書が封筒に混入したことに気付かないまま郵送を行ったことによる。	封書により文書の郵送を行う際には、重ねて保管されていたり、近くに置いてあった文書等が封筒に混入していないかについて、封緘前に複数の職員による確認・点検を行うこと。
Ⅲ 連絡ミス	A局職員が、同局において対応中の行政訴訟事件の検討材料とするため、B局に対し類似事件の判決文写しの送付を依頼した際、B局職員に、A局のFAX番号を誤って伝えたため、当該判決文が民間会社に誤って送信されたものの。	A局職員がA局のFAX番号を誤ってB局職員に伝えたことによる。	FAXを使用し個人情報の送受を行う場合には、番号の再確認を必ず行うといった取扱いを徹底する。また、番号が1桁異なるだけで誤送信が発生してしまうFAXによる個人情報の送受の危険性を職員に徹底した上で、その旨を注意喚起する掲示をFAX機器に行うこと。
Ⅳ 紛失・その他	労災請求書が、機械入力前に紛失したもの（持ち出しの事実等ないことから、署執務室の中での紛失が考えられる。）。	執務室内での労災請求書の管理・保管が厳正に行われていなかったことによる。	請求書をはじめとする労災請求に係る一件書類については、各担当者が整理整頓の上、厳正に管理・保管を行うこと（個人情報を取り扱っているという点を常に意識した上で保管や処理に当たること。）。
	パソコンによる通知文書作成の際、以前に作成したデータをそのまま用いて文書を作成したことから、別人の情報が漏洩したものの。	請求人の氏名等の照合の不備、決裁過程における確認が不備であったことによる。	パソコンによる文書作成にあたっては、請求人の氏名等個人情報について、作成した文書との照合・確認を必ず行うことを徹底すること。
	職員が、勤務終了後同僚と飲食を行い、その後、電車で帰宅途上、業務関係情報等を入れたUSBメモリーを紛失したものの。	個人情報を記録した情報記録媒体（USBメモリー）等については、自宅への持ち帰りを禁止しているにもかかわらず、持ち出したことによる。	個人情報が記載されている書類、文書、電子媒体は、原則として外部へ持ち出さないこととし、自宅への持ち帰りについても原則禁止すること。

審査請求件数

(1) 審査請求件数、決定件数(年度別)

種 別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
前年度残件数	512	476	418	433	632
新規請求件数	1,504	1,482	1,515	1,870	1,795
併 合 等	△ 68	△ 58	△ 63	△ 72	△ 71
①要処理件数	1,948	1,900	1,870	2,231	2,356
②処理件数	1,472	1,482	1,437	1,599	1,597
決定件数	1,376	1,411	1,342	1,444	1,520
棄 却	1,184(80.4%)	1,212(81.8%)	1,168(81.3%)	1,231(77.0%)	1,320(82.7%)
取 消	168(11.3%)	166(11.2%)	148(10.3%)	181(11.3%)	182(11.4%)
却 下	24(1.8%)	33(2.2%)	26(1.8%)	32(2.0%)	18(1.1%)
取下件数	96(6.4%)	71(4.8%)	95(6.6%)	155(9.7%)	77(4.8%)
年度末残(繰越)件数(①－②)	476	418	433	632	759

(注) %は処理件数に占める割合を示している。

(2) 脳心・精神障害関係審査請求件数及び決定件数(年度別)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規請求件数	脳・心	115	106	109	123	111
	精 神	103	138	148	178	242
決定件数	脳・心	117	111	102	102	100
	精 神	84	135	115	117	195

(3) 審査請求の未処理事案(6ヶ月以上)件数(年度別)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件 数	81(24)	36(8)	41(7)	83(12)	165(46)

(注) かつこ内は長期未処理事案数(受理後1年以上経過したもの)であり、内数である。

事件種類別処理状況

平成19年度

争 点	前年度 残件数	請 求	併合等	要 処 理 件 数	決 定 件 数				取 下	本 年 度 残 件 数
					棄 却	取 消	却 下	計		
労 働 者 性	17	52	△ 4	65	32	3	0	35	4	26
業 務 上 外	338	857	△ 31	1,164	675	40	10	725	27	412
腰 痛	16	51	△ 4	63	41	4	0	45	0	18
振 動 障 害	3	23	1	27	9	3	0	12	1	14
上 肢 障 害	14	49	△ 1	62	33	5	0	38	2	22
じん肺	27	77	△ 3	101	72	7	0	79	1	21
脳血管疾患及び虚血性心疾患	50 (49)	111 (106)	△ 4 (△3)	157 (152)	94 (87)	3 (3)	3 (3)	100 (93)	1 (1)	56 (52)
精 神 障 害	111 (28)	242 (32)	△ 6 (3)	347 (63)	188 (32)	4 (3)	3 (1)	195 (36)	6 (1)	146 (26)
石綿による肺がん	17	31	△ 2	46	29	2	0	31	1	14
石綿による中皮腫	10	21	2	33	19	1	0	20	3	10
その他の石綿による疾病	6	20	△ 1	25	15	0	1	16	2	7
そ の 他 の 疾 病	49	123	△ 6	166	94	5	2	101	3	62
上 記 以 外	35	109	△ 7	137	81	6	1	88	7	42
通 勤 災 害	9	48	△ 1	56	34	6	1	41	0	15
給 付 基 礎 日 額	11	23	0	34	11	5	0	16	4	14
治 ゆ の 時 期	25	65	△ 24	66	39	3	0	42	2	22
再 発	21	60	1	82	49	3	0	52	4	26
障 害 等 級	138	495	0	633	340	96	3	439	23	171
受 給 権 等	1	9	0	10	5	0	0	5	0	5
介 護 (補 償) 給 付	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
支 給 制 限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	40	172	△ 12	200	99	22	4	125	10	65
「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの	32	13	0	45	36	4	0	40	3	2
合 計	632	1,795	△ 71	2,356	1,320	182	18	1,520	77	759
区 分	前年度末残		申 立	否 認	却下	棄却	取下	本年度末残		
労働基準法第86条の規定による 審 査 又 は 仲 裁	0		0	0	0	0	0	0		

(注) 1. 「脳血管疾患及び虚血性心疾患」欄の()内は、9号事件の内数。

2. 「精神障害」欄の()内は、自殺(未遂を含む)事件数の内数。

都道府県別処理状況

平成19年度

局	前年度 残件数	新請 件数	規 求	併 合 等	要 件 処 理 数	決 定 件 数				取 下	本 年 度 残 件 数
						棄 却	取 消	却 下	計		
1 北海道	30	101	△ 5		126	93	8	2	103	5	18
2 青森		3			3	2			2	1	
3 岩手	1	3			4	3	1		4		
4 宮城	5	26			31	19	2		21	3	7
5 秋田		2			2	1			1	1	
6 山形	1	3			4	2			2		2
7 福島	3	4	1		8	3	1		4	1	3
8 茨城	19	35			54	27	3		30	3	21
9 栃木	1	8			9	4	2		6		3
10 群馬	4	19			23	17	1		18		5
11 埼玉	28	66			94	49	9	1	59	2	33
12 千葉	9	44			53	23	6		29	4	20
13 東京	99	262	△ 33		328	170	21	4	195	5	128
14 神奈川	30	96	△ 2		124	66	14	1	81	12	31
15 新潟	4	27	△ 4		27	16			16		11
16 富山		7	△ 1		6	5	1		6		
17 石川	1	8			9	5			5	3	1
18 福井	1	5			6	4			4		2
19 山梨	2	11	△ 2		11	8			8	1	2
20 長野	5	6			11	10			10		1
21 岐阜	1	23			24	17	1	1	19	2	3
22 静岡	8	36	△ 1		43	25	6		31	1	11
23 愛知	30	82	△ 5		107	29	2		31	1	75
24 三重	5	46	△ 2		49	36	3		39	4	6
25 滋賀	10	13			23	15	1		16	1	6
26 京都	34	90	△ 3		121	78	10	3	91	4	26
27 大阪	104	240			344	163	28	2	193	7	144
28 兵庫	33	91	△ 4		120	70	10		80	2	38
29 奈良	22	19	△ 2		39	31	5		36		3
30 和歌山	4	34			38	23	2	1	26		12
31 鳥取		2			2	1			1		1
32 島根	3	4			7	5	1		6		1
33 岡山	6	21			27	21	3		24	1	2
34 広島	14	44	△ 4		54	43	4		47		7
35 山口	6	15			21	12	4		16		5
36 徳島	2	20			22	11	2		13	1	8
37 香川	4	15	△ 1		18	8	2	1	11		7
38 愛媛	13	28			41	28	2		30	2	9
39 高知	4	22	△ 1		25	7	2	1	10		15
40 福岡	32	65			97	51	5		56	3	38
41 佐賀	8	19			27	14	1		15	3	9
42 長崎	19	29	△ 3		45	36	3		39		6
43 熊本	4	29			33	25	4		29	1	3
44 大分	9	19	1		29	16	6		22		7
45 宮崎		31			31	10	2	1	13	2	16
46 鹿児島	4	9			13	6	2		8	1	4
47 沖縄	10	13			23	12	2		14		9
合 計	632	1,795	△ 71		2,356	1,320	182	18	1,520	77	759

係争中の労災行政事件訴訟等の現状

平成20年3月31日現在	総件数	178件
	うち 行政事件訴訟	174件
	うち 国家賠償訴訟等	4件

1 行政事件訴訟

(1) 裁判所別	地裁係属	138件
	高裁係属	25件（うち1審敗訴6件）
	最高裁係属	11件（うち2審敗訴0件）

(2) 事案別	脳・心臓疾患	52件（全件数の31％）
	精神障害	41件（全件数の24％）
	障害等級	25件（全件数の12％）
	その他	56件（全件数の33％）

(3) 脳・心臓疾患事案の内訳

地裁係属	41件
高裁係属	8件（うち1審敗訴1件）
最高裁係属	3件（うち2審敗訴0件）

(4) 精神障害事案の内訳

地裁係属	36件
高裁係属	4件（うち1審敗訴2件）
最高裁係属	1件（うち2審敗訴0件）

2 国家賠償訴訟等

裁判所別	地裁係属	3件
	高裁係属	0件
	最高裁係属	1件

補償課医療福祉担当補佐 説 明 資 料

(労災診療費の重点審査及び長期療養者の適正給付対策
等について)

外科後処置実施要綱

1 趣旨

業務災害又は通勤災害による傷病が治癒した者においては、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、社会復帰促進等事業として外科後処置を行うものとする。

2 対象者

外科後処置は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 130 号）第 3 条の規定による改正前の労災保険法の規定による障害補償費及び障害給付を含む。）又は障害給付（以下「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害（補償）給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのあるものに対して行うものとする。

3 範囲

（１）外科後処置の範囲は、次のとおりとする。

- イ 診察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療
- ニ 病院への収容
- ホ 看護
- ヘ 筋電電動義手の装着訓練等

（２）事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、外科後処置を受けようとする者が労働能力を回復するため特に必要があると認めるときは、厚生労働省労働基準局長の指示を受けて、前記以外の処置による医療の給付を承認することができる。

4 実施医療機関

- （１）外科後処置に必要な医療の給付は、労災病院、総合せき損センター、医療リハビリテーションセンター及び都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）が指定した医療機関において行うものとする。
- （２）外科後処置の実施医療機関の指定を受けようとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する労働局長に文書で申請するものとする。この場合において、当該申請書には、当該医療機関の概要を記載した書類、当該医療機関の全体の平面図及び配置図、整形外科担当医師の医師免許証の写

し及びその略歴を記載した書面並びに理学療法士の略歴を記載した書面を添付するものとする。

- (3) (2) の申請を受けた労働局長は、当該申請に係る医療機関が外科後処置の実施医療機関として適当であると認めたときは、当該医療機関と外科後処置に係る委託契約を締結するものとする。

5 手続

- (1) 外科後処置を受けようとする者は、外科後処置申請書（様式第1号）に診査表（様式第2号）を添付して、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄局長に申請するものとする。
- (2) 所轄局長は、(1) の申請をした者が外科後処置の対象者であると認めるときは、その者に、外科後処置承認書（様式第3号）を交付するものとする。
- (3) (2) の承認書の交付を受けた者は、外科後処置を受けようとするときは、当該承認書を外科後処置の実施医療機関に提出するものとする。
- (4) 外科後処置の実施医療機関は、外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、外科後処置委託費請求書（様式第4号）により、外科後処置の承認に係る都道府県労働局（以下「労働局」という。）の労働保険特別会計の支出官（以下「支出官」という。）あて請求するものとする。

6 費用の算定方法

外科後処置に要する費用の額は、原則として、労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定方法の例により算定した額とする。

ただし、上記3のへに要する費用の額は、「義肢等補装具支給要綱の制定について」（平成18年6月1日付け基発第0601001号）の別添「義肢等補装具支給要綱」の13の(3)により算定した額とする。

7 旅費の支給

(1) 対象者

旅費は、外科後処置を受けるため旅行する者に支給する。

(2) 範囲

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、次のとおりとする。

イ 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

ロ 鉄道賃及び船賃については、普通旅客運賃を支給する。また、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものについては急行料金を支給し、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給する。

ハ 車賃は、1キロメートルにつき、37円とする。

ニ 日当は、外科後処置を受けるため病院に入院した期間について支給するものとし、その額は、1日につき850円とする。

ホ 宿泊料は、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限り、1夜につき8,700円の範囲内におけるその実費額（飲酒、遊興費、その他これらに類する費用を除く。）とする。

(3) 手続

旅費の支給を受けようとする者は、旅費支給申請書（様式第5号）により、外科後処置の承認をした労働局の支出官あて請求するものとする。

8 社会復帰促進等事業原票

所轄局長は、被災労働者毎に外科後処置の実施状況を明らかにするため社会復帰促進等事業原票（様式第6号）を作成するものとする。

9 実施期日

本要綱は、平成19年4月1日から実施するものとする。

10 経過措置

本要綱の実施日以前に労働局長が締結した外科後処置に係る委託契約については、本要綱により締結された契約とみなすものとする。

義肢等補装具支給対象者のみなさまへ

労 災 保 険

義 肢 等 補 装 具 支 給 制 度 に つ い て

厚 生 労 働 省
都 道 府 県 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署

義肢等補装具支給制度

筋電電動義手の研究用支給について

1 研究用支給の目的

1 上肢を手関節以上で失った方に対する筋電電動義手の適正な支給の研究(事案の収集及び分析)に資するため、筋電電動義手を研究用に支給します。

・・・筋電電動義手とは・・・

筋電電動義手とは、切断された上肢の残存する筋肉から誘導される筋電信号を制御信号として用い、手の握る機能を代替する電動の義手です。

他の義手と比較した場合、一般に次の①から④などの特徴があります。

- ①動力により開閉し、重いものをつかめること
- ②ハーネスケーブルが不要であり、上肢の束縛がないこと
- ③着脱が容易であること
- ④装飾性がよいこと

なお、一方で、次の①から④などのことがあります。

- ①装着訓練(4週間程度)が不可欠であり、申請から支給までに日数を要すること
- ②装着訓練を行ったとしても支給できない場合があること
- ③能動機能は手指全体の開閉という単機能に限られ、手首の屈伸や左右に曲げる動きはできないこと
- ④比較的重いこと

2 実施期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

一般傷病に係る適正給付対策に関する通達改正の方向（案）

○ 背景

一般傷病に係る長期療養者が漸増傾向

一般傷病に係る長期療養者（じん肺除く。）では、特に骨折、関節の障害が多い。

○ 問題点

近年の留意通達において、

- ① 管内の状況の分析
 - ② 分析に基づく計画の策定
 - ③ 署の計画の策定に際しての局の調整の実施
 - ④ 適切な時期における症状調査の実施
- 等を指示



必ずしも上記の事項が行われていない

○ 改正後の通達で示す予定の手法

1 実施要領の策定

- ① 基本方針
- ② 局署の役割分担
- ③ 計画策定に関する留意事項（計画調整の手続等を含む。）
- ④ 分析に基づく適正給付対象者、計画対象者の選定と具体的な調査要領



2 計画の策定



3 計画に基づく進行管理

- ① 署における進行管理
- ② 局における進行管理

○ 参考

- 1 適正給付対象者の範囲は、従来とおり原則療養開始後１年経過した者
（各局の事情により休業の有無、療養期間に着目し、異なる基準で選定しても差し支えない。）
適正給付対象者とは、従来の適正給付管理対象者のこと
- 2 計画対象者とは、計画的・優先的に症状調査を行う者のこと
計画対象者には、療養開始後３年を経過した骨折・関節の障害の者を必ず選定するほか、管内の分析に基づき選定
- 3 長期療養者に係る療養経過の分析等の外部委託の実施
診療費（レセプト）審査点検業務の受託団体に対し、長期療養者に係るレセプトの分析結果に委嘱専門医の所見書を付したものを行政側に報告させることを予定

補償課職業病認定対策室長補佐
説 明 資 料

精神障害の業務起因性の判断のフローチャート

判断要件

次の要件のいずれをも満たす精神障害は、業務上の疾病として取り扱う。

- (1) 対象疾病に該当する精神障害を発病していること。
- (2) 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。
- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

業務による心理的負荷の評価

- (1) 「出来事」の心理的負荷の強度：事故や災害の体験、仕事の失敗、過重な責任の発生等

I II III (平均的な強度)

- (2) 心理的負荷の強度の修正：出来事の内容、程度等

I II III (当該事案の強度)

- (3) 「出来事に伴う変化等」：仕事量（恒常的な長時間労働は考慮）・質・責任等の変化、支援等

表

1

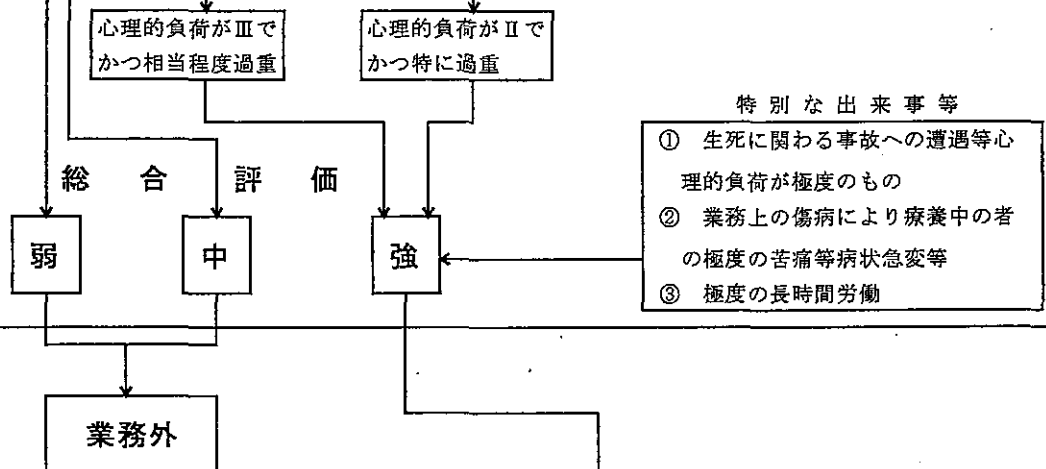
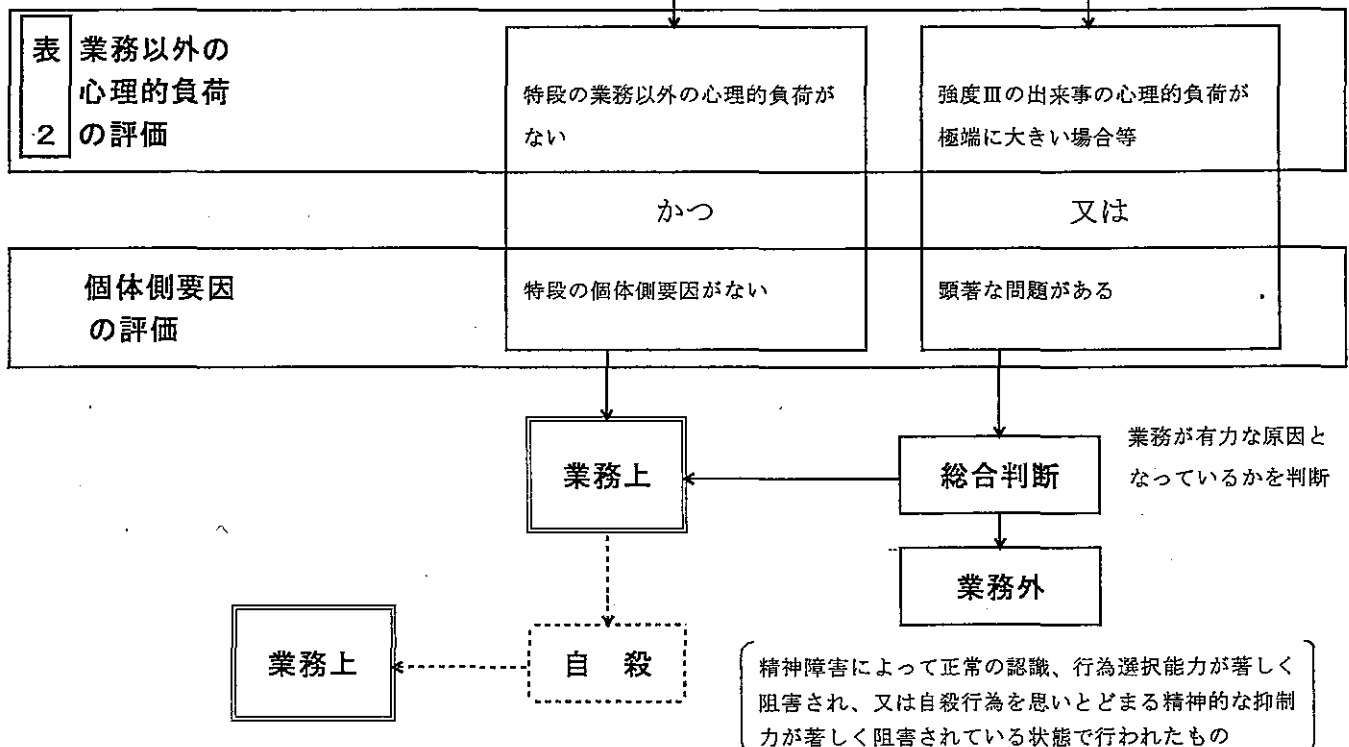


表 業務以外の心理的負荷の評価

2



基労補発第0206001号

平成20年2月6日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

上司の「いじめ」による精神障害等の業務上外の認定について

業務指導の範囲を逸脱した上司の「いじめ」による精神障害等については、セクシュアルハラスメントと同様に、特に社会的に見て非難されるような場合は原則として評価すべきであるとの「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」の報告に基づき作成された平成11年9月14日付け基発第544号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）により、心理的負荷の強度を総合的に評価しているところであるが、今般、下記1のとおり、労働基準監督署長の不支給決定を取り消す判決等があったところである。

判断指針における具体的出来事に対する心理的負荷の強度の評価において、上司の「いじめ」については、必ずしも統一的な取り扱いとなっていなかったことから、下記2のとおり取りまとめたので、今後の取扱いに適正を期されたい。

なお、いわゆる「パワーハラスメント」は定義として確立したものはないことから、本通達においては、「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書」にいう「いじめ」の取扱いを示したものであることに留意すること。

記

1 判決等の概要及び名古屋高裁判決と判断指針との整合性

(1) 判決等の概要

ア 名古屋高裁判決（平成19年10月31日）

原告の亡夫A（以下「A」という。）は、会社の主任（平成11年8

月昇進)として勤務していたものであるが、平成11年11月に自殺した。

Aの主任への昇格は、担当業務は難易度が高く、量的にも内容的にも過大であり、通常の「昇格」よりは相当程度心理的負荷が強く、また、上司B(以下「B」という。)の感情的な叱責等は何ら合理的理由のない単なる厳しい指導の範ちゅうを超えた、いわゆるパワーハラスメントとも評価されるものであり、相当程度心理的負荷の強い出来事と評価すべきであり、業務とAのうつ病との間には相当因果関係が認められる。

イ 東京地裁判決(平成19年10月15日)

原告の亡夫C(以下「C」という。)は、発症に先立つ平成14年秋ごろから、上司Dの悪感情を混じえた人格までも否定するような言動により、社会通念上、客観的にみて精神疾患を発症させる程度に過重な心理的負荷を受けており、他に業務外の心理的負荷やCの個体側の脆弱性も認められないことからすれば、Cは、業務に内在し随伴する危険が現実化したものとして、精神疾患を発症したと認めるのが相当である。

ウ 労働保険審査会裁決(平成19年10月15日)

本件配置転換による、業務内容、業務量の変化が請求人の亡子Eに与えた影響は大きく、時間外労働時間の増加に加え、上司Fの叱責、指導は毎日のように行われ、しかも来客のいる前においても容赦なく行っていたことは、いわゆるパワーハラスメントを受けている状況であったことから、業務に関連する出来事に伴う心理的負荷が有力な原因となって、精神障害を発病したものである。

(2) 名古屋高裁判決の事実認定・評価を前提とした判断指針との整合性

上記判決等のうち、名古屋高裁判決は、①Aの主任昇格、②Bの叱責等の行為、③Aの担当業務、を業務上の心理的負荷を与える出来事として並列して認められるとしているが、③は①の主任昇格に伴ってAに生じた変化として考慮すべきであり、出来事と評価できるのは、①Aの主任昇格、②Bの叱責等の行為である。このうち、②Bの叱責等の行為を判断指針に当てはめると次のとおりである。

ア 出来事の心理的負荷の評価

具体的出来事は、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。本件トラブルを「いじめの内容・程度等」の視点から判断すると、BはAに対してのみ、8月に「目障りだから、そんなちゃらちゃらした物は着けるな。指輪は外せ。」等の発言で、結婚指輪を外すように命じたことが認められる。これは、何ら合

理的理由のない単なる厳しい指導の範ちゅうを超えた、Aの人格、人間性を否定するような言動と評価されるものであり、相当程度の心理的負荷を生じさせたと評価でき、心理的負荷の強度「Ⅱ」を「Ⅲ」に修正することが可能なものと判断される。

イ 出来事に伴う変化を評価する視点

(ア) 結婚指輪の発言は9月にもあり、また、9月には「主任失格」、「おまえなんか、いてもいなくても同じだ。」との発言があり、大きな心理的負荷となった。

(イ) 会社からの支援は特に見当たらない。

(ウ) (ア) 及び (イ) から、「相当程度過重」と評価できる。

ウ 総合評価

「強」と判断できるものである。

2 上司の「いじめ」の評価等

(1) 上司の「いじめ」の評価の方法

ア 「いじめ」の内容・程度が、業務指導の範囲を逸脱し、被災労働者の人格や人間性を否定するような言動（以下「ひどいいじめ」という。）と認められる場合は、心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当するものである。

上司の「いじめ」は、判断指針別表1「職場における心理的負荷評価表」（以下「別表1」という。）の「(1) 平均的な心理的負荷の強度」の欄の具体的出来事のうち「上司とのトラブルがあった」（心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する出来事であり、客観的に「いじめ」と認められるに至った時を出来事の発生時期とし、その内容・程度が「ひどいいじめ」に該当する場合は、別表1の「(2) 心理的負荷の強度を修正する視点」により心理的負荷の強度を「Ⅲ」に修正すること。

イ 別表1の「(3) 出来事に伴う変化等を検討する視点」（以下「出来事に伴う変化等」という。）の評価は、「いじめ」の繰り返しの程度及び会社の講じた支援の状況等により、「相当程度過重」又は「特に過重」に該当するか否かを判断すること。

(2) 上司の「いじめ」以外に具体的出来事が認められる場合の取扱い

「いじめ」は継続して行われることが多いため、本判決のように、精神障害の発病に関与したと認められる出来事が、「上司とのトラブルがあった」（心理的負荷の強度「Ⅱ」）以外にも認められる場合がある。この場合には、他の複数の出来事が認められる場合と同様、それぞれの出来事に

よる心理的負荷を個々に評価した上で、心理的負荷の強度を総合的に評価すること。また、心理的負荷の強度を総合的に評価するに当たっては、次のア～ウに留意すること。

ア 「ひどいいじめ」は原則として心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当することから、それ以外の出来事が認められたとしても、総合的評価として、心理的負荷の強度は「Ⅲ」を超えるものではないこと。

イ 心理的負荷の強度が「Ⅱ」に該当する出来事が複数認められる場合には、心理的負荷の強度「Ⅲ」は「人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷」に相当するものであるということを十分に理解したうえで、地方労災医員協議会精神障害等専門部会における合議等によって心理的負荷の強度を総合的に評価すること。

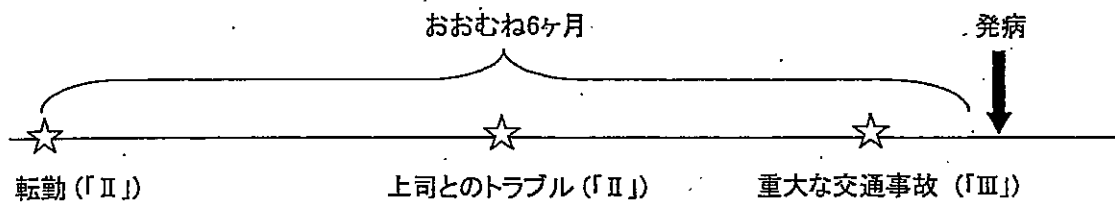
なお、次の点に留意すること。

① 心理的負荷の強度が「Ⅱ」に該当する出来事に心理的負荷の強度が「Ⅰ」の出来事が加わったとしても、心理的負荷の強度「Ⅰ」は「日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷」であることから、総合的に評価をしても、一般的には心理的負荷の強度「Ⅱ」が変更されるものではないこと

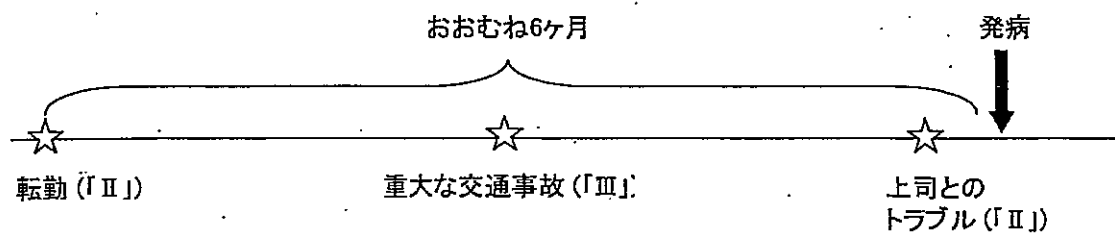
② 心理的負荷の強度が「Ⅱ」に該当する出来事が複数ある場合であっても、直ちに心理的負荷の強度を「Ⅲ」に変更することにはならないこと

ウ 上記ア、イにより心理的負荷の強度を評価した後の「出来事に伴う変化等」の評価については、出来事ごとに行うのではなく、後発の出来事が発生した以後における先発及び後発の出来事後の状況を総合して判断すること。

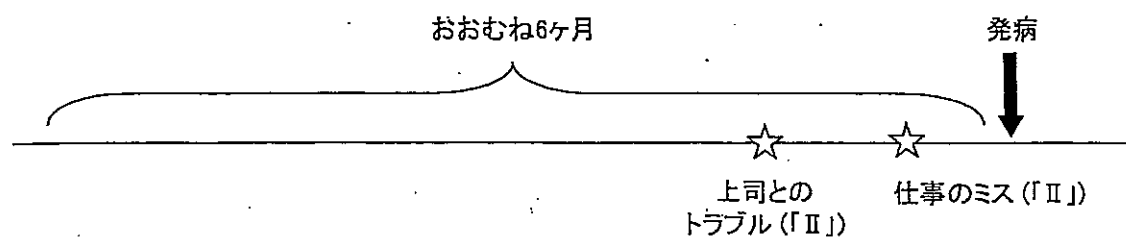
事例 1



事例 2



事例 3



基労補発第0314001号

平成19年3月14日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

石綿による肺がん事案の事務処理について

石綿による疾病の認定基準については、平成18年2月9日付け基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」（以下「認定基準」という。）により示され、このうち、肺がんについては、認定基準記の第2の2に掲げられているとおり、石綿にばく露したことを示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維）が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることが認定要件の1つとされた。

認定基準では、石綿小体に関して、肺がんの発症リスクを2倍に高める石綿ばく露量として「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」が示されているが、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合にも、肺がん発症リスク2倍と評価されていることから、この期間石綿ばく露作業に従事した労働者の肺内には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露量が想定されるところである。

したがって、石綿小体に係る資料が提出され、乾燥肺重量1g当たり5000本を下回る場合には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露とみることができるかどうか、という観点から、作業内容、頻度、ばく露形態、石綿の種類、肺組織の採取部位等を勘案し、総合的に判断することが必要である。

このため、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」の基準に照らして、石綿小体数が明らかに少ない場合には、本省あて照会されたい。

石綿による疾病事案の事務処理
に関する質疑応答集

平成18年10月3日
臨時全国労災補償課長会議

1－5 特別遺族給付金に係る肺がん事案で、診療録等の医証が全くない場合の取扱いはどうにすればよいか。(特別遺族)

(答)

肺がんについては、石綿以外の原因、特に喫煙との関係が大きい疾病であることから、石綿が原因であるというためには、石綿にばく露したことを示す石綿肺や胸膜プラークなどの医学的所見が必要である。

したがって、肺がん事案で、石綿肺所見（じん肺管理区分決定に係る情報を含む。）がなく、また、医療機関に診療録等の医証が全くない場合は、石綿にばく露したことを示す医学的所見の存在が確認できないことから、不支給決定を行うことになる。

なお、過去に同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あて相談されたい。

※1－6 特別遺族給付金に係る肺がん事案で、診療録等の医証はないものの、同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合には、本省に相談することとされているが、肺がんの認定事例がある場合のみ相談すればよいのか。また、構内下請けに認定事例がある場合はどうか。(特別遺族)

(答)

特別遺族給付金に係る肺がん事案で、石綿肺所見（じん肺管理区分決定に係る情報を含む。）がなく、また、医療機関に診療録等の医証が全くないために、石綿にばく露したことを示す医学的所見の存在が確認できない場合でも、同一事業場において石綿ばく露の状況が推定できる認定事例があるときには、これらの情報を含め本省において判断することとしている。

この認定事例としては、肺がんに限らず、中皮腫、石綿肺等の事例がある場合のほか、例えば、他の構内下請け（元請け）等に認定事例がある場合を含むものである。

事務連絡

平成18年10月3日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職業病認定対策室長

新しい疾病に係る本省協議及び補504による報告の徹底について

従来と異なる新しい疾病の労災請求が行われた場合には、本来、本省への協議・相談等をした上で業務上外の判断が行われるべきものであるが、必ずしも本省への協議・相談等が行われないうまま業務上外の決定が行われている事例が散見される。

また、補504については、労働基準局報告例規に基づき、社会的に問題となっている事案等について報告することとしているところであるが、補504の(1)個別事案に関する情報のロの(二)新しい疾病について、本来報告すべき事案であるにもかかわらず、上記同様報告されていない状況が散見される。

については、これらの新しい疾病等に係る労災請求があった場合は、補504による報告を行うとともに、必ず本省へ協議・相談されるよう徹底されたい。

なお、本報告は、有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質等により発症した疑いのある疾病、認定基準により判断しがたい疾病や過去の認定例とは異なった部位に発症し若しくは異なった症状を呈する疾病を対象としているが、この他、化学物質過敏症（シックハウス症候群）など、その発症機序が明らかにされていない疾病についても報告を要するものであり、特に労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられている列举疾病に該当しない疾病の情報が重要であることを申し添える。

労災保険業務室年金担当補佐
説 明 資 料

システム別進行管理等に活用できる出力リストについて

システム名	リスト名	配信・送達 場所と時期	内 容
短期 給付 一元 管理 シ ス テ ム	(療養の給付及び短期共通)		
	5号等未処理事案リスト	署／月次	5号(16号の3)を入力してエラー保留又は給付保留のまま入力年月日から1ヶ月以上経過したデータの内容について出力する。
	保留区分入力一覧表	署／月次	給付保留を入力して1ヶ月以上経過している被災者のデータについて出力する。
	一元管理台帳キーチェックリスト	局・署／月次	労働保険番号、生年月日、傷病年月日のうち、1項目のみ異なる短期給付キー(生年月日違いは同一被災者氏名のみ出力)について、また、生年月日及び被災者氏名が同一で労働保険番号又は傷病年月日が異なるデータについて出力する。
	保険関係成立直後請求チェックリスト	局・署／月次	保険関係成立年月日から6ヶ月以内に発生した請求データについて出力する。
	療養なし休業請求書等チェックリスト	局・署／月次	休業請求した短期給付キーに対応する療養の給付請求書又は療養の費用請求書(一般診療)のデータの有無から、リストを出力する。
	被災者別未処理事案リスト	局・署／月次	受付年月日から6ヶ月を経過しても支給・不支給決定がされていない事案について被災者別に出力する。
	(診療費・薬剤費)		
	診療費転帰後請求リスト	RIC／日次	レセプト上の転帰事由が治癒・死亡となった療養期間末日以後の療養に係る請求がある場合に出力する。
	継続データチェックリスト	RIC／日次	支払対象となった継続のレセプトデータが支払済の療養期間末日から3ヶ月以上経過しているデータを出力する。
	未処理事案一覧表	RIC／ 支払期	支払期処理時にエラー等により保留となっているレセプトデータについて出力する。
	保留一覧表	RIC／ 中間支払期	局でのレセプト保留又は署の給付保留となっているデータ出力する。

システム名	リスト名	配信・送達 の場所と時期	内 容
短期 給付 一元 管理 シス テム	(診療費・薬剤費)		
	5号未登録レセプトチェック リスト	R I C/ 支払期	今支払期で5号(16号の3)未登記エ ラーとなっているレセプトデータを出 力する。
	5号未登録レセプトチェック リスト (経過期数10支払期以上)	R I C/ 支払期	今支払期で5号(16号の3)未登記エ ラーとなって10支払期経過している レセプトデータを出力する。
	治ゆ死亡登記後エラーレセ プトリスト	署/支払期	被災者基本情報の治ゆ・死亡年月日 以降の請求データとしてエラーとな ったものを出力する。
	治ゆ・死亡年月日未登記リ スト	局・署/月次	治ゆ年月日又は死亡年月日が登記さ れず、休業(補償)給付を受給しており 各給付の最新支払日及び総期間末日が いずれも処理日より3ヶ月以上前のデ ータを出力する。
	(療養の費用)		
	決議前未処理事案リスト	署/月次	請求書の入力から1ヶ月以上経過し て決議書が未入力のデータについて出 力する。
	決議後未処理事案リスト	署/四半期	決議書入力後、追給、回収等の決議・ 支払待をしているデータについて出力 する。
	(休業)		
	決議前未処理事案リスト	署/月次	請求書の入力から1ヶ月以上経過し て決議書が未入力のデータについて出 力する。
	決議後未処理事案リスト	署/四半期	決議書入力後、追給、回収等の決議・ 支払待をしているデータについて出力 する。
	長期受給者リスト	署/年次	当該年度1月1日現在で1年6ヶ月 以上の被災者データについて出力する。
	(適正給付管理)		
	適正給付管理カード	局・署/即時	6ヶ月以上の適正給付管理対象者に ついて随時出力する。
	適正給付管理名簿	局・署/ 日次・月次	適正給付管理対象者について、条件別 に出力する。

システム名	リスト名	配信・送達 の場所と時期	内 容
年 金 ・ 一 時 金 シ ス テ ム	一時金 支払日未登記リスト	署/月初 支払期処理前	支払日が消されたままになって いる事案について、支払日の入力を指 示する旨を付してその内容を入力す る。
	一時金 支払未処理リスト	署/月初 支払期処理前	決議書入力年月日より1ヶ月経過し ても、明・当・送要求の処理が行われ ていないものについて出力する。
	厚生等未調整・厚生等年額未 登記リスト	署/月初 支払期処理前	厚生年金等が未調整及び厚生年金等 の年額の登記が行われていないデー タについて出力する。
	内払・充当未処理リスト	署/月初 支払期処理前	過誤払額が保留のままとなっており、 内払・充当の処理が行われていないデー タについて出力する。
	支払事故未処理リスト	署/月初 支払期処理前	支払事故が発生し、事故解消を入力し ていないデータについて出力する。
	債務者登録票未処理リスト	署/月初 支払期処理前	債権が発生し、債務者登録票が未入力 のデータについて出力する。
	年金・一時金データ未入力リ スト	署/月初 支払期処理前	登記処理が未終了（登記処理中）のデ ータについて出力する。
	年金・一時金データ登記未処 理リスト	署/月初 支払期処理前	受付処理のみ終了し、登記処理が行わ れていないデータについて出力する。
	年金・一時金決議書未入力リ スト	署/月初 支払期処理前	決議書未入力データについて出力す る。
	支払事故通知リスト	署/随時	支払事故の発生したものを出力する。
	支払回収データリスト	署/月初	支払回収データを出力する。
	支払差止者リスト	局・署/支払期	支払差止者を出力する。
	決議書破棄リスト	署/支払期及 びスライド率 改定時	支払期処理で（決議書出力までの過程 を）破棄した決議書を出力する。
	定期報告書未提出者リスト	署/定期報告 提出期間前後	定期報告の提出のなかった者（定期報 告書未提出者）を出力する。
	署別未処理事案合計件数表 （局）	局/月初	各署の未処理事案を項目別に出力す る。
	被災者別未処理事案リスト	局・署/月次	受付年月日から6ヶ月を経過しても 支給・不支給決定がされていない事案に ついて被災者別に出力する。
	厚生情報照合リスト	署/9月	社会保険庁が保有する厚生年金等の 受給権者情報と照合し、不一致となった 事案を出力する。

システム名	リスト名	配信・送達 の場所と時期	内 容
介護 (補償) 給付システム	給付保留入力一覧表	署/月初	給付保留を行い、決議又は給付保留解除がないまま、1ヶ月以上たったデータを出力する。
	未処理事案リスト	署/月初	決議書等の入力未済のまま、決議書等の出力から1ヶ月以上たったデータを出力する。
	介護・年金データ不一致リスト	署/8月・12月	介護情報と年金情報を突合し、給付額に影響を与えるような年金情報の変更があったデータを出力する。
アフター ケア システム	(健康管理手帳)		
	有効期限切れ対象者リスト	局/月次	機械処理日(月末)の属する月の翌月から数えて4ヶ月目の月中に有効期限を迎える健康管理手帳について出力する。
	手帳受領・返納未確認者一覧	局/月次	手帳交付日から1ヶ月以上経過したアフターケア対象者のうち、「健康管理手帳項目修正帳票」による手帳受領済の登記がなされていない者、手帳終了年月日から1ヵ月以上経過したアフターケア対象者のうち、「健康管理手帳項目修正帳票」による手帳返納済の登記がなされていない者について出力する。
	手帳交付決議前未処理対象者リスト	局/月次	交付報告書等の入力から1ヶ月以上経過して決議書が未入力のデータについて出力する
	手帳未更新対象者リスト	局/四半期	手帳の有効期間が経過しても手帳の更新手続きを行わない者について出力する。
	再発年月日未登記リスト	局/日次	手帳が交付され、修正が未決議状態でない場合に、再発年月日が健康管理手帳の有効期間内のデータについて出力する。
	(委託費)		
	未処理事案一覧表	局/支払期	支払期処理時にエラー等により保留となっているレセプトデータについて出力する。
	(通院費)		
	通院費決議前未処理事案リスト	局/月次	請求書の入力から1ヶ月以上経過して決議書が未入力のデータについて出力する。
	通院費決議後未処理事案リスト	局/月次	決議書入力後、追給、回収等の決議・支払待をしているデータについて出力する。

システム名	リスト名	配信・送達 の場所と時期	内 容
二次健康診 断等給付シ ステム	二次健康診断等給付請求書 未処理事案リスト	局／支払期	決議後保留又は給付請求書のOCR入 力を行った結果、エラー保留に解除した場 合、決議後保留又はエラー保留が解消され ないまま入力年月日から1か月以上経過 したデータの内容を印書する。
	二次健康診断等費用未処理 事案一覧表	局／支払期	支払期処理時にエラー、局保留、決議後 保留又は振込不能となっている未処理デ ータを印書する。

印書日:平成19年8月15日

*** 厚 年 情 報 照 合 リ ス ト ***

01局01署		照合結果 種別	労災年金番号／ 基礎年金番号・年金 コード	被災者氏名(カナ) (遺族) 受給者氏名	被災者生年月日 (遺族) 受給者生年月日	一 種 二種	厚年等 種別	厚年等年額	調整開始 年月	郵便番号・住所 TEL	事案概要
No.											
* 1	不一致		013111111	ロウサイ タロウ ロウサイ タロウ	S21. 5. 1 S21. 5. 1	1	* 不支給	*	H 5. 6	060-0041 012-789-0123 北海道 札幌市大通上3-3-3	* 種別年額誤り
			777777777-1350	ロウサイ タロウ	S21. 5. 1 S21. 5. 1	1	新厚国 新厚国 新厚国 新厚国 新厚国 新厚国	1,808,700 1,792,400 1,786,800 1,786,800 1,786,800 1,781,400	H12. 4 H15. 4 H16. 4 H16. 10 H17. 4 H18. 4 H19. 4	060-0041 サッポロシオオドリウエ3-3-3	

年金・一時金システムの厚年等情報(労災データ)と、社会保険庁の厚年等受給権者
情報(社保データ)が、不一致の事案の概要を表示

- 「種別年額誤り」
労災データと社保データの厚生年金等の種別、年額とも不一致
- 「種別誤り」
労災データと社保データの厚生年金等の年額は一致するが種別が不一致
- 「年額誤り」
労災データと社保データの厚生年金等の種別は一致するが年額が不一致

被災者別未処理事案リスト

XX局 XX署

平成20年 3月 31 日現在

被災者（請求人）氏名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	受付年月日	三者	未処理期間	請求書種類	備考
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和46年12月16日	平成14年 8月29日	平成19年 5月 9日		10ヶ月	16-07	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和12年 5月10日	平成19年 1月 5日	平成19年 6月12日		9ヶ月	16-00	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	大正13年 6月15日	昭和53年 9月19日	平成19年 7月25日		8ヶ月	16-00・12-00	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和25年 5月14日	平成18年 6月22日	平成19年 8月 9日		7ヶ月	10-00	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和53年 6月17日	平成18年 5月13日	平成19年 9月 7日		6ヶ月	12-00・16-00	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和56年 9月 8日	平成17年 4月17日	平成19年 9月12日		6ヶ月	16-07	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和55年10月31日	平成17年10月26日	平成19年 9月14日		6ヶ月	16-07	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和45年11月27日	平成18年 3月 3日	平成19年 9月14日		6ヶ月	10-00	
XXX XXX	XXXXXXXXXX	昭和38年 8月 9日	平成19年 1月22日	平成19年 9月26日		6ヶ月	16-07	

年金・一時金データ登記未処理リスト

*** 年金・一時金データ登記未処理リスト***									
管轄局署 XX-XX			平成XX年XX月XX日				Xページ		
番号	データ受付番号	被災者氏名	請求書等名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
X	XXXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXXX	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X	
***** 管轄局署 XX-XX 合計 X件 *****									

年金・一時金決議書未入力リスト

*** 年金・一時金 決議書未入力リスト ***									
管轄局署 ××-××			平成××年××月××日					×ページ	
番号	データ受付番号	訂正 番号	被災者氏名	請求書等名 決議書名	労働保険番号 決議書出力年月日	被災者生年月日	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	(職権決議用) 変更決定 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	(職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	(職権決議書) 変更決定 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	障害(補償) 給付変更請求書 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	障害(補償) 給付変更請求書 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XXX	XX.X.X
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	(職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	(職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X		
×	XXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX XXX	遺族(補償) 年金算定基礎変更届 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXX XX.X.X	XX.X.X	XX.X.X	XXXX XX	XX.X.X
***** 管轄局署 ××-××					合計	×件	*****		

署別未処理事案合計件数表

*** 署別未処理事案・合計件数 (労働局) ***					
××局××署	平成××年××月支払期				×ページ
支払事故未処理	年金証書番号 ××××××××××	受給権者氏名 ×××××××	事故発生支払期年月 ××××××××××	事故入力年月 ××××××××	支払事故の種類 ×-×××
一時金支払未処理	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ×××××××	支給決定年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	
データ登記未処理	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ×××××××	受付年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	受付入力年月日 ××××××××××
決議書未入力	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ×××××××	受付年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	決議書出力年月日 ××××××××××
内払・充当未処理	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ×××××××	被災者氏名 ×××××××	転帰年月 ××××××××	転帰事由 ×-×××
失権差額・未支給年金未処理	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ×××××××	転帰年月日 ××××××××××		
一時金支払日未登記	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ×××××××	支払日取消年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	
債務者登録票未入力	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ×××××××	変更等年月日 ××××××××××	債権発生支払期年月 ×-×××	
厚年等未調整・年額未登記	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ×××××××	支給事由発生年月日 ××××××××××	厚年等調整コード ×-×××	厚年等種別 ×
年金・一時金未入力	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ×××××××	受付年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	
転給未処理	年金証書番号 ×××××××××	失権者氏名 ×××××××	失権年月日 ××××××××××	失権事由 ×-×××	
××局 平成××年××日 ××ページ					
支払事故未処理	一時金支払未処理	データ登記未処理	決議書未入力	内払・充当未処理	失権差額・未支給年金未処理
×	×	×	×	×	×
一時金支払日未登記	債務者登録票未入力	厚年等未調整・年額未登記	年金・一時金未入力	転給未処理	
×	×	×	×	×	

債務者登録票未入力リスト

**** 債務者登録票未入力リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆債権が発生していますので、調査の上
債務者の住所・氏名等を入力してください。

年金証書番号 ××××××××

受給権者氏名 ××××××××××××××××

変更等決定年月日 平成××年××月××日

債権発生支払期 平成××年××月

文書報告事案について

5年より前に遡及する事案や基本権取消事案等が発生した場合には、発生した監督署長から労働局長あて文書報告を行い、労働局において、内容を審査・確認した上で労災保険業務室長あて報告することとしているところです。

また、報告する際の様式は、「文書報告書 様式(1)、様式(2)、様式(3)」によることとしていますが、記載内容に不備があったり記載漏れ等により、労災保険業務室における機械処理等に支障をきたしていることから、「文書報告書様式(1)」の作成にあたっては、以下の事項を明記し、事実関係の確認できる資料を添付して報告されるようお願いいたします。

1 一般的な報告事案

(1) 「項番4. 報告事案の概要」欄に、次の内容について明記すること。

① 事案の概要を簡潔に明記すること。

誤った内容と訂正する正しい内容を明記すること。

② 事案が発覚した契機を明記すること。

<例>

① 受給者等からの届出・申し出による。

② 定期報告書により判明。

③ 内部監査により指摘。

④ 本省監査により指摘。

⑤ その他（具体的に明記すること）

(2) 「項番5. 備考」欄に、次の内容について明記すること。

訂正することにより回収が生じる場合は、今後支払われる年金で回収（内払調整）を行うのか、別途一括回収（納入告知により返納）を行うのか、受給者との調整結果について明記すること。

(3) 調査経過等については、必要に応じ別途添付すること。

労災保険業務室で機械処理を行うにあたり、事案の概要が確認できる資料として、調査復命書の写し、裁判の判決文の写し等を必要に応じて添付すること。

なお、提出された資料に不備があると判断した場合、別途労働局へ指示をするので、必要に応じて資料の再提出をすること。

2 特殊な報告事案

事案のうち、「不正受給にかかるもの、職員の誤処理（審査誤り、入力誤り等）」にかかるものについては、労働局において以下の内容について別途整理のうえ、監督署が作成した文書報告書と併せて報告すること。

なお、報告内容に不備があると判断した場合、別途労働局へ指示をするので、必要に応じて再報告を行うこと。

(1) 受給者情報

- ① 年金証書番号
- ② 受給者氏名
- ③ 受給者生年月日
- ④ 被災者氏名

(2) 経緯(概要)

- ① 発覚した契機
- ② 調査経過及び結果

(3) 対応方針(局としての判断)

- ① 処理方針
- ② 過払いが発生している場合の調整方法

(4) 再発防止策

- ① 署における再発防止策
- ② 局における再発防止策

基本権取消処理が必要な事案一覧表

(平成15年10月現在)

	訂正等を行う項目	基本権取消処理が必要な事案
1	処 理 区 分	・支給を不支給に、不支給を支給にするもの ・一時金を年金に、年金を一時金にするもの
2	管 轄 局 署	・すべての場合
3	労 働 保 険 番 号	・同一受給権者に対する他給付がすでに正しい番号で決定されている場合の訂正
4	被 災 者 生 年 月 日	・計算年齢が変化する訂正（8月1日をまたぐ訂正）
5	傷 病 年 月 日	・日以外の訂正
6	受 付 年 月 日	・訂正の結果時効となるもの
7	支給事由発生年月日	・日以外の訂正
8	前払選択支給日数	・年金支払後又は前払一時金の明当送要求後の訂正
9	三者コード 三者損賠受領額 三者損賠受領年月日	・前給付に係る訂正
10	資 格 者 枝 番 号	・受給権者の枝番号の訂正（遺族補償年金）
11	資 格 者 生 年 月 日	・受給権者に係る生年月日のうち日以外の訂正（遺族補償年金）

(注) ここに掲げる項目以外でも、基本権取消を要する場合もあること。

労災保険業務室短期総合担当補佐
説 明 資 料

5号等未処理事案リストの印書例

*****5号等未処理事案リスト*****

管轄局署00-00

処理日 平成20年5月2日

1ページ

毎月第2開庁日の午前中に配信

NO	労働保険（年証）番号	生年月日	傷病年月日	被災者氏名	性別	業通	保留	受付年月日	処理区分	支給不支給 決定年月日	再発年月日	三特特5号入力 者疾加年月日	エラー番号
1	01101123123001	5580109	190222	ロウサイ タロウ	1	1		190302	01	190302		19年3月5日	E0103
2	01101999999	5620522	190303	ロウサイ ハナコ	3	1	3	190322				19年3月26日	

給付保留となっている事案については、給付保留の設定状況を表示。
1 全レセプト保留
3 全給付保留

エラー保留となっている事案で、エラー保留となった入力時の処理区分を表示。
01 支給
11 適用外で不支給
12 業通外で不支給
20 再発以降不支給

エラー保留となっている事案については、エラー番号を表示。
エラー番号の内容は、労災保険業務機械処理事務手引(短期給付一元管理システム)平成13年3月を参照。

合計件数 2件

保留区分入力一覧表の印書例

* * * 保留区分入力一覧表 * * *

管轄局署00-00

毎月第2開庁日の午前中に配信

処理日 平成20年5月2日

1ページ

NO	労働保険（年証）番号	生年月日	傷病年月日	被災者氏名	保留	保留入力年月日	診療	費用	休業	決議5号	保留5号
1	11102777777007	昭和30年1月9日	19年2月22日	ロウサイ タロウ	3	19年2月28日	*		*		*
2	11102246246002	昭和56年7月24日	19年3月16日	ロウサイ ハナコ	1	19年3月27日		*		*	

給付保留となっている事案については、給付保留の設定状況を表示。
1 全レセプト保留
3 全給付保留

一元管理台帳で管理しているデータが存在する場合、該当する給付に「*」を表示。

決議済の5号又は16号の3が登記されている場合は、「*」を表示。

5号または16号の3で給付保留としている事案には「*」を表示。

保留1 1件
保留3 1件
合計件数 2件

決議前未処理事案リスト（療養の費用）の印書例

毎月第2開庁日の午前中に配信

* * * 療養の費用 決議前未処理事案リスト * * *

処理日 平成20年5月2日 1ページ

司署00-00

(修正待ち)

対象 19.03.31 以前のもの

未処理となっている原因ごとにリストを作成。
「決議待ち」: 決議書が未入力のもの
「修正待ち」: 決議書を入力した際に、エラー保留となっているもの
「審査中」: 審査コード1(局審査)が入力されているもの

No.	労働者の氏名	労働保険番号 (年金証書番号)	生年月日	傷病年月日	受付No.	受付日	請求書 入力日	決議書 出力日	指定指名No.	エラーNo.	不支給No.
1	ロウサイ タロウ	13101123123001	5580109	190222	067010883	190302	190305			E3001	
2	ロウサイ ハナコ	13101246246002	5620522	190303	067011455	190322	190326		13999919	E3007	

請求書の入力年月日が
リストの対象年月以前の
ものについて表示。

入力した請求書データがエ
ラー保留となっているものは「エ
ラーNo.」に該当するエラー番号
を表示。
また、入力した請求書データ
が不支給のメッセージに該当す
るものは「不支給No.」に該当す
る不支給メッセージ番号を表示。

合計件数 2件

決議後未処理事案リスト（療養の費用、支払待データ）の印書例

★★★★★ 療養の費用 決議後未処理事案リスト ★★★★★
(支払待データ)

管轄局署 00－00

次のデータは明・当・送要求票の入力を待っています。

(19年2月28日以前 決議書入力のもの)

平成20年4月2日

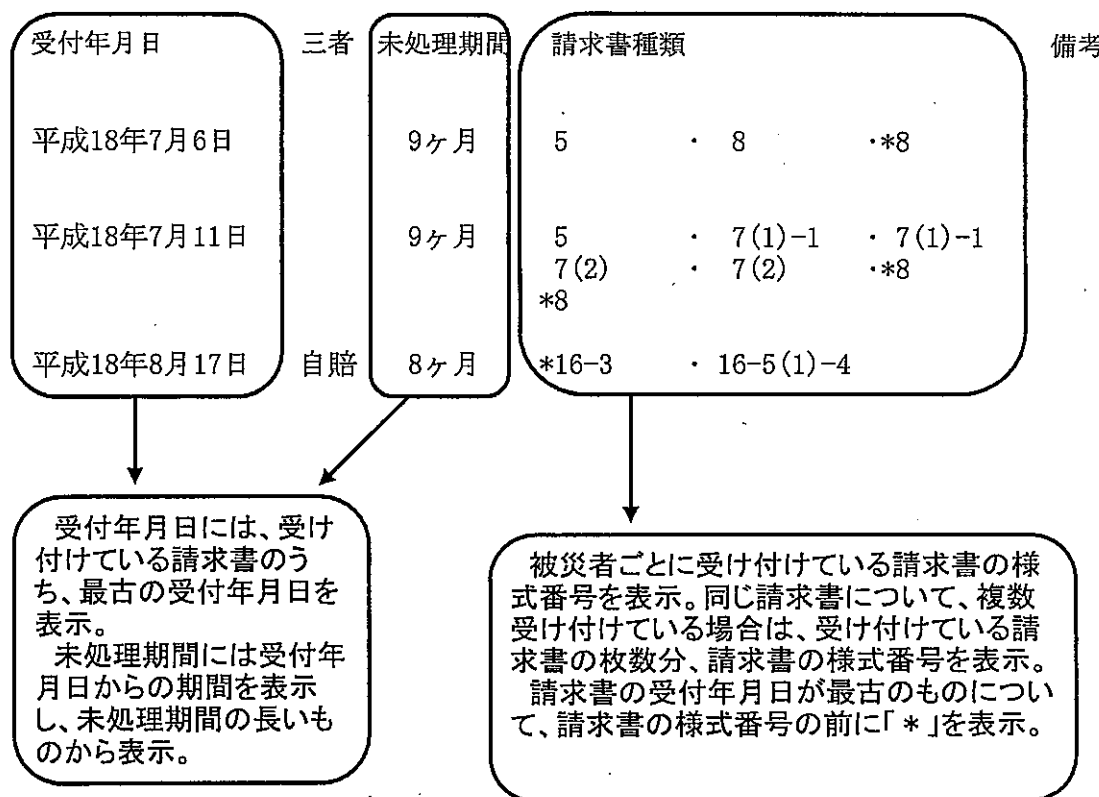
1月、4月、7月、10月
の第2開庁日の午前中
に配信。

被災者氏名	ロウサイ タロウ
労働保険番号	13101111111001
生年月日	5620522
傷病年月日	190303
年金証書番号	
データ受付番号	067011455
決議書出力回数	01
保険給付額	279,650
支払方法	振込払
指定氏名番号	

被災者別未処理事案リストの印書例

00局00署

被災者氏名	労働保険番号 (年金証書番号)	生年月日	傷病年月日
ㇿㇿイ ㇿㇿㇿ	42101040082-000	昭和23年3月22日	平成18年6月5日
ㇿㇿイ ㇿㇿㇿ	42101050203-000	昭和52年10月27日	平成14年6月1日
ㇿㇿイ ㇿㇿㇿ	42101027054-000	昭和50年3月19日	平成17年7月1日



署計
局計

3件
47件

労働保険徴収課業務担当補佐
説明資料

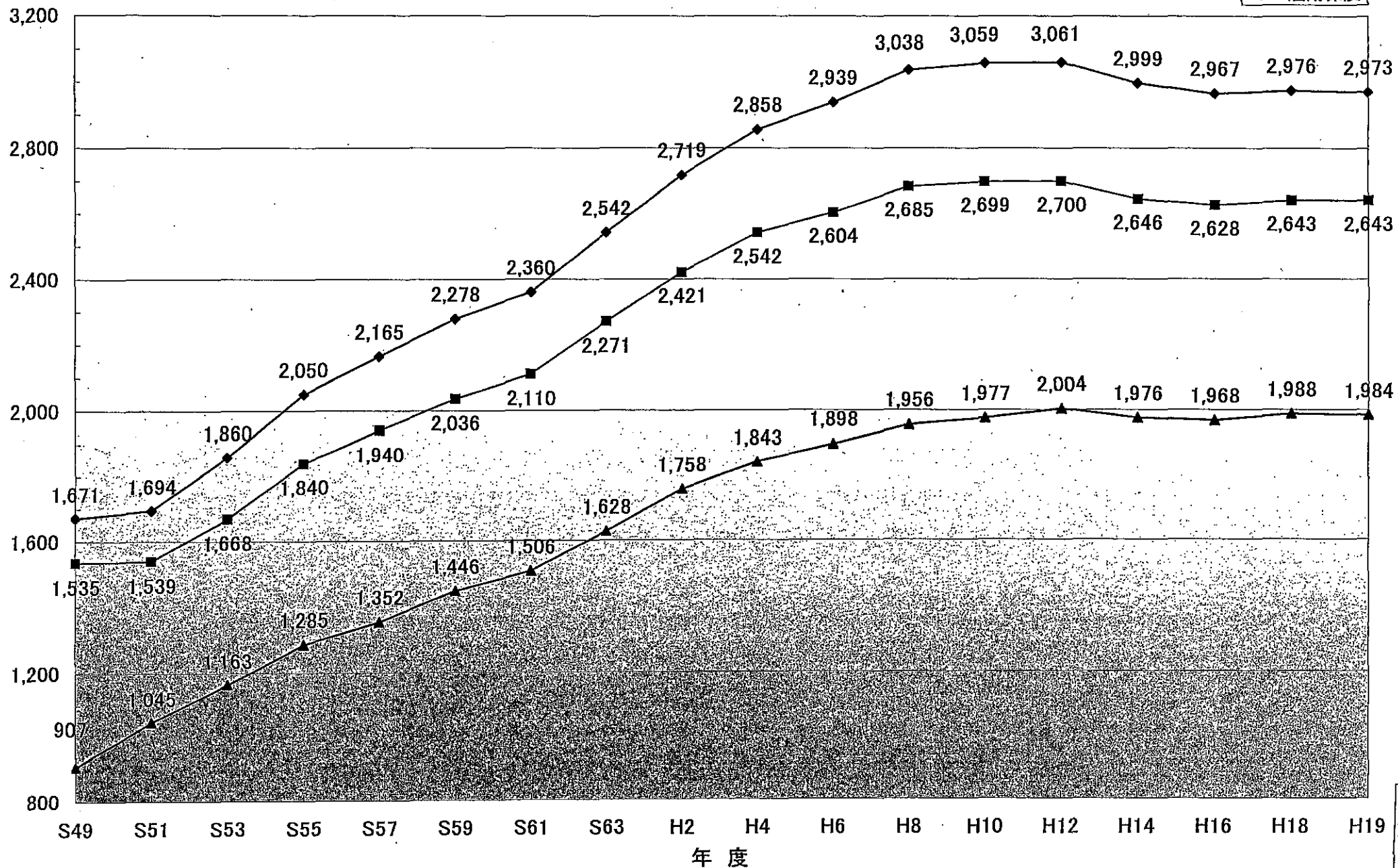
適用徴収業務の効率的な運営について

労働基準局労働保険徴収課

適用事業数
(単位:千事業)

第1表 労働保険の適用状況の推移(昭和49年度～平成19年度)

◆ 労働保険
■ 労災保険
▲ 雇用保険



第2表 労働保険適用状況総括表

区 分		18年度末	19年度末	18年度末～ 19年度末増減
労 災 保 険	一元適用事業	1,942,560	1,947,412	4,852
	個 別	1,213,270	1,223,887	10,617
	委 託	729,290	723,525	-5,765
	二元適用事業	700,010	695,195	-4,815
	個 別	210,536	207,564	-2,972
	委 託	442,198	443,450	1,252
	有 期	47,276	44,181	-3,095
計		2,642,570	2,642,607	37
雇 用 保 険	一元適用事業	1,654,940	1,653,656	-1,284
	個 別	1,078,048	1,080,853	2,805
	委 託	576,892	572,803	-4,089
	二元適用事業	333,273	329,930	-3,343
	個 別	166,318	162,769	-3,549
	委 託	166,955	167,161	206
	計	1,988,213	1,983,586	-4,627
労働保険適用事業数		2,975,843	2,972,537	-3,306

第3表 都道府県別労働保険適用状況

(平成19年度末現在)

	適用事業場数				委託率 (委託÷合計)
	個別	うち有期	委託	合計	
1 北海道	86,170	2,656	83,133	169,303	49.1%
2 青森	22,103	719	15,418	37,521	41.1%
3 岩手	16,503	383	15,632	32,135	48.6%
4 宮城	29,805	722	19,262	49,067	39.3%
5 秋田	18,503	930	11,141	29,644	37.6%
6 山形	17,079	262	13,750	30,829	44.6%
7 福島	23,412	674	23,390	46,802	50.0%
8 茨城	27,998	925	25,617	53,615	47.8%
9 栃木	21,446	511	19,565	41,011	47.7%
10 群馬	21,869	462	23,626	45,495	51.9%
11 埼玉	50,744	1,341	51,760	102,504	50.5%
12 千葉	47,882	1,692	39,124	87,006	45.0%
13 東京都	228,601	6,221	176,963	405,564	43.6%
14 神奈川県	82,809	2,870	58,603	141,412	41.4%
15 新潟	28,655	1,106	39,182	67,837	57.8%
16 富山	15,124	442	16,217	31,341	51.7%
17 石川	16,540	352	16,759	33,299	50.3%
18 福井	13,256	398	11,882	25,138	47.3%
19 山梨	10,931	197	9,067	19,998	45.3%
20 長野	24,693	730	34,570	59,263	58.3%
21 岐阜	24,247	518	28,415	52,662	54.0%
22 静岡県	48,554	1,263	50,332	98,886	50.9%
23 愛知	91,194	2,414	59,792	150,986	39.6%
24 三重	20,638	687	21,988	42,626	51.6%
25 滋賀	14,696	509	16,484	31,180	52.9%
26 京都	37,196	890	23,482	60,678	38.7%
27 大阪	138,046	2,635	82,364	220,410	37.4%
28 兵庫	66,571	1,582	40,591	107,162	37.9%
29 奈良	14,294	436	12,894	27,188	47.4%
30 和歌山	13,683	486	15,592	29,275	53.3%
31 鳥取	8,138	194	7,363	15,501	47.5%
32 島根	11,354	368	10,542	21,896	48.1%
33 岡山	25,582	550	23,105	48,687	47.5%
34 広島	38,991	1,034	33,869	72,860	46.5%
35 山口	18,365	545	18,776	37,141	50.6%
36 徳島	11,676	284	9,892	21,568	45.9%
37 香川	12,158	207	13,331	25,489	52.3%
38 愛媛	20,179	603	17,962	38,141	47.1%
39 高知	12,256	344	8,555	20,811	41.1%
40 福岡	69,695	1,673	45,471	115,166	39.5%
41 佐賀	11,876	343	8,019	19,895	40.3%
42 長崎	21,772	482	12,168	33,940	35.9%
43 熊本	25,230	552	16,673	41,903	39.8%
44 大分	17,336	384	12,778	30,114	42.4%
45 宮崎	16,227	351	13,159	29,386	44.8%
46 鹿児島	27,309	516	14,030	41,339	33.9%
47 沖縄	17,015	738	11,848	28,863	41.0%
合計	1,638,401	44,181	1,334,136	2,972,537	44.9%

第4表 都道府県別労災・雇用保険適用状況

(平成19年度末現在)

	労災保険適用事業数				雇用保険適用事業数		
	個 別	うち有期	委 託	合 計	個 別	委 託	合 計
1 北海道	72,687	2,656	66,332	139,019	62,174	37,458	99,632
2 青森	18,971	719	11,214	30,185	16,209	9,239	25,448
3 岩手	14,591	383	12,305	26,896	12,154	10,284	22,438
4 宮城	26,273	722	16,643	42,916	22,496	10,081	32,577
5 秋田	15,740	930	8,556	24,296	12,642	6,557	19,199
6 山形	15,089	262	11,418	26,507	12,615	7,979	20,594
7 福島	20,886	674	19,891	40,777	17,424	12,896	30,320
8 茨城	25,263	925	22,107	47,370	20,426	15,708	36,134
9 栃木	19,298	511	17,243	36,541	15,960	10,813	26,773
10 群馬	19,921	462	20,917	40,838	15,623	12,709	28,332
11 埼玉	46,272	1,341	47,107	93,379	39,436	25,442	64,878
12 千葉	42,843	1,692	34,998	77,841	33,980	19,698	53,678
13 東京都	216,990	6,221	164,615	381,605	195,855	111,968	307,823
14 神奈川県	74,243	2,870	52,904	127,147	65,471	26,382	91,853
15 新潟	25,322	1,106	32,278	57,600	20,431	22,535	42,966
16 富山	13,406	442	13,449	26,855	10,577	9,143	19,720
17 石川	15,016	352	14,273	29,289	11,363	9,866	21,229
18 福井	11,519	398	10,177	21,696	9,253	7,103	16,356
19 山梨	9,469	197	7,827	17,296	8,247	5,078	13,325
20 長野	22,257	730	28,831	51,088	17,947	20,884	38,831
21 岐阜	21,907	518	24,522	46,429	18,846	16,027	34,873
22 静岡	44,629	1,263	44,048	88,677	34,258	25,785	60,043
23 愛知	83,900	2,414	52,100	136,000	67,894	32,650	100,544
24 三重	18,854	687	19,435	38,289	14,401	10,866	25,267
25 滋賀	13,383	509	14,159	27,542	10,357	9,304	19,661
26 京都	34,110	890	20,823	54,933	29,415	12,568	41,983
27 大阪	126,613	2,635	75,903	202,516	108,071	50,786	158,857
28 兵庫	60,213	1,582	37,060	97,273	51,028	21,939	72,967
29 奈良	12,400	436	11,472	23,872	10,089	6,274	16,363
30 和歌山	12,368	486	13,997	26,365	9,232	6,822	16,054
31 鳥取	7,141	194	6,252	13,393	5,930	4,589	10,519
32 島根	9,945	368	8,909	18,854	8,194	5,986	14,180
33 岡山	22,567	550	20,129	42,696	19,277	11,788	31,065
34 広島	35,176	1,034	29,456	64,632	29,583	18,642	48,225
35 山口	16,283	545	16,122	32,405	13,468	9,753	23,221
36 徳島	9,903	284	8,578	18,481	9,132	4,952	14,084
37 香川	10,997	207	11,491	22,488	9,450	8,609	18,059
38 愛媛	17,940	603	15,629	33,569	15,359	9,469	24,828
39 高知	10,596	344	7,555	18,151	9,196	4,775	13,971
40 福岡	62,491	1,673	39,994	102,485	51,558	23,787	75,345
41 佐賀	10,281	343	6,992	17,273	9,030	4,728	13,758
42 長崎	19,094	482	10,649	29,743	16,179	7,070	23,249
43 熊本	21,893	552	14,809	36,702	18,697	9,367	28,064
44 大分	14,883	384	11,023	25,906	12,136	7,676	19,812
45 宮崎	13,952	351	10,958	24,910	11,722	7,946	19,668
46 鹿児島	23,253	516	11,899	35,152	18,664	8,905	27,569
47 沖縄	14,804	738	9,926	24,730	12,173	7,078	19,251
合 計	1,475,632	44,181	1,166,975	2,642,607	1,223,999	751,460	1,983,586

第5表 都道府県別労働保険料徴収決定及び収納状況

(平成20年3月末)

区 分	徴収決定済額 (円)	対前年比 (%)	収納済歳入額 (円)	対前年比 (%)	収納率 (%)	前年度との差 (△は減)
01 北海道	111,254,031,191	84.32	109,447,882,954	84.08	98.37	△ 0.28
02 青 森	24,207,579,855	86.44	22,311,954,773	85.74	92.16	△ 0.76
03 岩 手	24,813,215,171	84.78	24,078,583,422	84.32	97.03	△ 0.53
04 宮 城	50,565,794,291	85.50	48,017,087,321	85.07	94.95	△ 0.49
05 秋 田	20,487,156,459	84.07	19,521,659,063	83.63	95.28	△ 0.51
06 山 形	23,119,579,922	84.58	22,410,021,126	84.23	96.93	△ 0.40
07 福 島	40,910,244,331	85.13	39,412,906,659	84.80	96.33	△ 0.38
08 茨 城	63,693,052,408	85.00	61,823,307,872	84.61	97.06	△ 0.45
09 栃 木	46,554,155,545	86.15	44,849,827,604	85.59	96.33	△ 0.64
10 群 馬	46,121,157,694	86.15	44,765,354,182	85.85	97.06	△ 0.33
11 埼 玉	112,194,623,130	87.02	106,954,291,416	86.46	95.32	△ 0.62
12 千 葉	93,950,977,206	86.08	89,566,984,948	85.79	95.33	△ 0.32
13 東 京	977,734,362,911	88.35	963,829,119,204	88.20	98.57	△ 0.17
14 神奈川	189,302,301,371	86.62	183,374,809,810	86.29	96.86	△ 0.38
15 新 潟	55,521,791,184	84.31	54,664,892,689	84.38	98.45	0.08
16 富 山	30,580,430,508	84.53	30,160,693,563	84.40	98.62	△ 0.15
17 石 川	28,353,352,395	86.48	27,978,157,920	86.68	98.67	0.23
18 福 井	19,752,405,249	84.96	19,443,929,248	84.62	98.43	△ 0.39
19 山 梨	16,955,214,803	86.92	16,485,377,844	86.31	97.22	△ 0.69
20 長 野	50,126,257,415	85.10	48,640,177,474	84.63	97.03	△ 0.53
21 岐 阜	45,566,320,249	85.48	44,828,494,652	85.49	98.38	0.02
22 静 岡	98,694,979,182	85.30	97,135,951,249	85.12	98.42	△ 0.21
23 愛 知	251,080,726,660	86.63	247,334,699,558	86.52	98.50	△ 0.13
24 三 重	42,289,482,778	86.43	40,999,500,974	85.96	96.94	△ 0.54
25 滋 賀	31,076,386,600	88.15	30,442,037,103	88.02	97.95	△ 0.15
26 京 都	59,324,905,676	85.09	57,812,646,991	84.96	97.45	△ 0.15
27 大 阪	321,096,973,558	83.73	313,727,438,756	83.56	97.70	△ 0.19
28 兵 庫	115,427,458,466	85.67	112,396,438,898	85.58	97.37	△ 0.10
29 奈 良	17,825,507,030	86.01	17,233,375,589	85.70	96.67	△ 0.35
30 和歌山	17,280,546,163	86.61	16,749,262,411	86.47	96.92	△ 0.15
31 鳥 取	10,754,183,243	82.69	10,400,196,614	82.02	96.70	△ 0.79
32 島 根	14,508,334,201	85.82	14,279,790,753	85.85	98.42	0.03
33 岡 山	45,094,989,121	86.09	43,835,163,218	85.76	97.20	△ 0.37
34 広 島	79,741,959,529	85.79	77,189,212,242	85.54	96.79	△ 0.28
35 山 口	31,159,534,331	85.09	30,397,132,365	84.84	97.55	△ 0.29
36 徳 島	15,175,729,365	84.22	14,653,314,349	83.70	96.55	△ 0.60
37 香 川	24,340,792,428	83.42	23,855,516,708	83.11	98.00	△ 0.36
38 愛 媛	30,215,317,744	84.23	29,042,858,903	83.83	96.11	△ 0.46
39 高 知	13,567,790,660	82.51	13,042,945,001	82.08	96.13	△ 0.50
40 福 岡	120,254,090,675	84.83	116,281,106,632	84.57	96.69	△ 0.30
41 佐 賀	15,419,350,361	86.76	14,840,972,364	86.04	96.24	△ 0.81
42 長 崎	24,119,670,081	84.78	23,376,922,090	84.72	96.92	△ 0.06
43 熊 本	32,932,373,819	90.63	31,655,908,932	90.53	96.12	△ 0.11
44 大 分	23,114,575,885	86.37	22,049,203,261	85.74	95.39	△ 0.70
45 宮 崎	19,601,448,586	86.62	18,725,061,636	86.11	95.52	△ 0.57
46 鹿児島	29,241,419,950	85.55	28,046,485,651	85.00	95.91	△ 0.63
47 沖 縄	19,766,373,379	86.66	18,981,473,453	86.34	96.02	△ 0.36
合 計	3,574,868,902,759	86.26	3,487,050,129,445	86.04	97.54	△ 0.25

第6表 労働保険料収納未済歳入額及び収納率

(単位：千円)

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	収納未済歳入額	対前年比	収納率	収納未済歳入額	対前年比	収納率	収納未済歳入額	対前年比	収納率
01 北海道	1,479,836	100.29	98.73	1,400,932	94.66	98.79	1,444,241	103.09	98.77
02 青 森	1,625,151	105.99	93.66	1,747,148	107.50	93.52	1,772,763	101.46	93.27
03 岩 手	616,597	88.33	97.67	551,002	89.36	97.93	633,469	114.96	97.71
04 宮 城	2,155,996	100.29	95.44	2,351,581	109.07	95.86	2,569,498	109.26	95.60
05 秋 田	779,681	108.66	96.51	854,371	109.57	96.44	847,140	99.15	95.94
06 山 形	715,223	95.26	97.11	667,085	93.26	97.29	684,992	102.68	97.42
07 福 島	1,436,697	94.98	96.53	1,487,944	103.56	96.66	1,384,942	93.07	96.86
08 茨 城	1,726,826	101.08	97.20	1,825,481	105.71	97.39	1,746,815	95.69	97.62
09 栃 木	1,376,553	90.82	96.66	1,405,342	102.09	97.19	1,521,506	108.26	97.13
10 群 馬	1,136,306	79.83	97.08	1,226,956	107.97	97.47	1,258,257	102.55	97.49
11 埼 玉	4,654,942	87.08	95.33	4,548,404	97.71	95.98	4,606,814	101.28	96.14
12 千 葉	4,102,596	103.01	95.56	4,097,159	99.86	95.92	4,085,071	99.70	95.87
13 東 京	14,719,940	90.87	98.27	12,447,589	84.56	98.67	11,844,046	95.15	98.81
14 神奈川	5,123,374	97.22	97.11	5,224,551	101.97	97.35	5,289,198	101.23	97.36
15 新 潟	858,065	92.59	98.44	815,749	95.06	98.60	849,083	104.08	98.54
16 富 山	372,639	94.99	98.80	355,460	95.38	98.94	380,459	107.03	98.90
17 石 川	544,112	92.23	98.02	449,853	82.67	98.50	407,802	90.65	98.59
18 福 井	175,434	109.74	99.10	198,811	113.32	99.09	237,969	119.69	98.89
19 山 梨	384,454	112.25	97.81	342,151	88.99	98.06	352,284	102.96	98.13
20 長 野	1,171,036	105.13	97.76	1,235,996	105.54	97.72	1,342,868	108.64	97.64
21 岐 阜	862,182	96.24	98.06	762,721	88.46	98.36	770,325	100.99	98.50
22 静 岡	1,491,815	95.08	98.47	1,323,316	88.70	98.68	1,288,656	97.38	98.71
23 愛 知	3,953,332	94.59	98.29	3,318,801	83.94	98.64	3,292,292	99.20	98.74
24 三 重	1,049,551	106.92	97.50	1,075,620	102.48	97.63	1,089,645	101.30	97.58
25 滋 賀	696,913	78.25	97.30	637,958	91.54	97.87	584,825	91.67	98.19
26 京 都	1,676,408	85.96	96.95	1,480,781	88.33	97.64	1,421,314	95.98	97.75
27 大 阪	7,342,272	86.39	97.47	6,721,476	91.54	97.97	6,493,354	96.60	98.04
28 兵 庫	3,165,757	102.22	97.17	3,074,105	97.10	97.42	2,731,960	88.87	97.57
29 奈 良	502,455	93.70	97.20	500,158	99.54	97.50	542,230	108.41	97.17
30 和歌山	593,529	86.58	96.29	494,455	83.30	96.90	499,528	101.02	97.28
31 鳥 取	348,684	109.50	97.28	272,167	78.05	97.26	273,352	100.43	97.58
32 島 根	263,033	94.32	98.33	234,571	89.17	98.55	224,540	95.72	98.54
33 岡 山	1,129,007	103.38	97.54	1,099,554	97.39	97.62	1,144,565	104.09	97.67
34 広 島	2,185,732	107.48	97.25	2,257,440	103.28	97.24	2,368,522	104.92	97.20
35 山 口	698,979	101.66	97.79	712,599	101.94	97.95	706,221	99.10	97.96
36 徳 島	448,697	97.38	97.29	452,962	100.95	97.33	482,213	106.45	97.21
37 香 川	508,912	87.41	98.00	436,380	85.74	98.43	435,965	99.90	98.39
38 愛 媛	1,063,410	106.40	96.50	1,111,199	104.49	96.74	1,087,809	97.89	96.67
39 高 知	439,745	96.43	96.92	454,814	103.42	97.00	470,818	103.51	96.84
40 福 岡	3,704,184	99.88	96.89	3,728,984	100.66	97.10	3,727,500	99.96	97.12
41 佐 賀	479,585	95.07	96.99	423,548	88.31	97.22	478,822	113.05	97.20
42 長 崎	576,232	91.61	97.65	642,164	111.44	97.64	703,367	109.53	97.21
43 熊 本	1,061,353	93.37	96.57	1,163,028	109.57	96.61	1,245,141	107.06	96.41
44 大 分	867,349	100.64	95.97	904,796	104.31	96.17	929,198	102.69	96.27
45 宮 崎	735,349	102.54	96.34	779,902	106.05	96.24	784,449	100.58	96.24
46 鹿児島	989,417	97.38	96.79	1,004,386	101.51	96.89	1,105,605	110.07	96.67
47 沖 縄	659,121	87.22	96.49	679,550	103.09	96.93	729,051	107.28	96.67
合 計	82,648,462	94.64	97.54	78,981,000	95.56	97.86	78,870,485	99.86	97.91

第7表 労働保険料算定基礎調査実施状況

(金額については単位:千円)

区分	労働保険料算定基礎調査実施事業場数					平成18年度			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	(対17年度)		徴収不足		徴収過大	
				増減数	増減割合	件数	金額	件数	金額
北海道	3,536	2,691	2,409	△ 282	89.5%	671	72,772	437	38,458
青森	474	374	309	△ 65	82.6%	152	10,605	109	5,085
岩手	626	336	314	△ 22	93.5%	79	8,777	66	3,999
宮城	575	365	253	△ 112	69.3%	138	51,280	109	16,812
秋田	578	572	649	77	113.5%	215	13,814	184	21,566
山形	909	661	719	58	108.8%	150	8,487	115	7,608
福島	455	497	490	△ 7	98.6%	198	41,765	100	18,454
茨城	809	1,012	898	△ 114	88.7%	411	68,724	104	12,519
栃木	722	720	536	△ 184	74.4%	198	24,197	120	52,936
群馬	526	392	343	△ 49	87.5%	180	24,095	68	8,393
埼玉	1,356	1,028	1,121	93	109.0%	200	54,477	320	147,766
千葉	553	365	332	△ 33	91.0%	219	26,523	55	4,018
東京	5,691	5,724	5,643	△ 81	98.6%	572	168,189	898	245,152
神奈川	2,058	1,410	1,051	△ 359	74.5%	311	63,871	148	19,601
新潟	1,044	666	645	△ 21	96.8%	192	36,997	77	10,335
富山	722	488	533	45	109.2%	201	18,227	134	12,054
石川	564	624	523	△ 101	83.8%	180	15,184	124	12,520
福井	457	395	325	△ 70	82.3%	99	7,104	45	3,795
山梨	527	393	401	8	102.0%	232	34,275	114	87,871
長野	1,184	736	783	47	106.4%	239	14,872	86	8,922
岐阜	910	814	852	38	104.7%	322	29,534	291	43,714
静岡	1,845	1,725	865	△ 860	50.1%	213	35,360	111	23,970
愛知	2,404	1,502	1,152	△ 350	76.7%	934	209,119	333	57,450
三重	651	460	425	△ 35	92.4%	316	48,994	111	17,958
滋賀	377	297	314	17	105.7%	119	35,897	63	14,489
京都	872	840	517	△ 323	61.5%	164	18,284	86	18,035
大阪	3,497	3,027	2,066	△ 961	68.3%	1,341	251,571	796	160,230
兵庫	1,465	1,300	1,976	676	152.0%	925	108,007	237	31,611
奈良	333	302	260	△ 42	86.1%	163	24,996	54	4,000
和歌山	401	317	417	100	131.5%	99	7,191	33	1,804
鳥取	348	332	346	14	104.2%	95	7,372	55	6,200
島根	649	588	581	△ 7	98.8%	146	8,917	97	3,860
岡山	676	634	513	△ 121	80.9%	259	24,119	169	15,866
広島	812	495	308	△ 187	62.2%	102	20,307	69	14,574
山口	591	528	403	△ 125	76.3%	53	19,217	95	7,030
徳島	318	325	266	△ 59	81.8%	167	10,581	104	12,013
香川	575	375	373	△ 2	99.5%	113	9,597	51	2,278
愛媛	1,090	799	709	△ 90	88.7%	196	8,262	90	80,198
高知	549	471	423	△ 48	89.8%	132	7,938	91	13,882
福岡	1,408	994	793	△ 201	79.8%	330	75,422	242	25,022
佐賀	868	548	522	△ 26	95.3%	176	23,300	51	4,298
長崎	819	485	504	19	103.9%	420	54,689	220	42,245
熊本	900	898	777	△ 121	86.5%	262	29,139	149	15,604
大分	323	329	307	△ 22	93.3%	198	23,963	142	23,700
宮崎	523	455	408	△ 47	89.7%	266	19,456	109	23,036
鹿児島	763	856	670	△ 186	78.3%	291	18,191	238	19,568
沖縄	600	402	445	43	110.7%	196	37,734	125	15,074
合 計	47,933	39,547	35,469	△ 4,078	89.7%	12,835	1,931,416	7,625	1,435,596

※ 徴収不足及び徴収過大の金額は千円未満を切り捨てているため、各労働局の該当欄に記載されている数値の合計と合計欄の数値とは一致しない。

第8表 労働保険滞納処分(処理)状況

(平成18年度)

	差押え執行したもの		参加差押えしたもの		交付要求したもの		公売公告したもの		執行停止をしたもの		不納欠損をしたもの	
	事業場数	金額(円)	事業場数	金額(円)	事業場数	金額(円)	事業場数	金額(円)	事業場数	金額(円)	事業場数	金額(円)
北海道	161	29,974,160	0	0	88	45,711,024	0	0	382	179,929,232	360	175,977,301
青森	0	0	0	0	42	47,866,103	0	0	15	19,340,153	175	111,505,429
岩手	0	0	0	0	29	30,268,288	0	0	47	31,472,153	71	34,640,990
宮城	1	477,569	0	0	45	193,781,587	0	0	30	64,372,643	44	30,384,486
秋田	0	0	0	0	37	37,907,000	0	0	79	36,493,504	233	142,823,251
山形	0	0	0	0	32	39,422,299	0	0	19	2,421,969	26	20,164,462
福島	0	0	0	0	38	79,368,497	0	0	41	33,475,748	77	120,355,410
茨城	0	0	0	0	26	34,609,982	0	0	26	19,238,584	34	34,381,282
栃木	0	0	0	0	10	18,579,459	0	0	0	0	1	24,362,157
群馬	0	0	2	1,035,785	20	64,739,971	0	0	56	50,882,858	135	82,667,335
埼玉	6	9,952,714	2	3,882,369	48	67,032,774	0	0	70	135,115,491	403	363,514,645
千葉	0	0	0	0	37	28,412,643	0	0	18	12,032,185	639	415,487,121
東京	7	97,047,409	2	3,121,566	332	517,805,289	0	0	706	939,370,438	2,137	1,312,563,331
神奈川	0	0	1	6,205,124	100	151,352,147	0	0	198	237,700,380	646	480,502,160
新潟	11	3,153,897	0	0	19	6,557,727	0	0	103	68,024,611	185	108,544,275
富山	1	9,007,978	0	0	22	28,373,251	0	0	20	6,864,068	32	15,573,188
石川	37	1,674,311	0	0	31	23,225,586	0	0	16	15,356,096	70	52,216,240
福井	2	339,526	0	0	22	15,735,420	0	0	32	18,039,614	32	18,039,614
山梨	4	1,739,306	0	0	78	49,044,808	0	0	0	0	25	11,868,083
長野	0	0	0	0	68	317,682,915	0	0	85	45,725,049	89	46,596,440
岐阜	57	71,911,583	0	0	42	55,343,121	0	0	23	35,230,018	27	29,209,599
静岡	0	0	0	0	51	93,432,504	0	0	117	157,885,939	331	197,048,284
愛知	1	4,399,461	5	22,710,997	118	113,709,271	0	0	157	163,056,039	513	356,470,703
三重	0	0	0	0	86	31,586,373	0	0	117	83,962,645	196	91,505,554
滋賀	0	0	0	0	27	31,363,313	0	0	34	18,589,655	117	53,224,416
京都	17	9,499,954	0	0	53	41,136,151	0	0	43	15,002,330	228	142,876,281
大阪	1	328,779	0	0	359	440,163,157	0	0	92	104,287,416	1,741	978,921,883
兵庫	9	4,227,851	0	0	133	87,778,460	0	0	88	51,031,958	1,179	530,444,097
奈良	2	2,265,373	0	0	28	23,934,087	0	0	3	685,040	67	43,506,767
和歌山	0	0	0	0	22	13,252,951	0	0	20	12,285,459	145	43,013,156
鳥取	0	0	0	0	21	14,818,049	0	0	27	33,197,352	47	40,861,782
島根	28	16,038,387	1	1,471,183	20	15,327,731	0	0	47	23,503,113	29	21,697,204
岡山	0	0	0	0	31	43,990,556	0	0	32	42,046,756	110	114,289,862
広島	0	0	1	4,469,319	44	157,083,119	0	0	116	73,098,974	527	226,886,733
山口	9	145,743	0	0	18	11,711,306	0	0	10	5,770,860	78	37,205,804
徳島	5	22,820,544	0	0	8	8,615,229	0	0	8	20,087,378	8	20,087,378
香川	0	0	0	0	18	23,949,919	0	0	0	0	12	31,115,653
愛媛	3	397,093	0	0	31	37,897,825	0	0	47	31,743,869	129	103,743,869
高知	0	0	0	0	14	4,516,854	0	0	0	0	174	48,010,459
福岡	6	668,066	2	1,092,749	91	141,566,660	0	0	283	164,533,041	513	351,414,783
佐賀	3	791,833	0	0	7	5,670,971	0	0	24	13,843,716	28	17,762,010
長崎	5	3,491,289	0	0	28	18,326,612	0	0	165	51,457,717	196	67,741,549
熊本	48	300,700,218	34	60,307,102	76	85,358,766	0	0	25	16,092,670	100	58,642,647
大分	0	0	0	0	12	55,088,938	0	0	0	0	159	67,251,948
宮崎	0	0	0	0	6	5,340,355	0	0	81	417,189,400	107	65,095,008
鹿児島	3	1,207,200	0	0	37	78,022,937	0	0	47	36,561,960	70	31,007,795
沖縄	2	38,450	0	0	24	31,271,648	0	0	5	2,156,519	90	29,268,326
合計	429	592,298,694	50	104,296,194	2,529	3,467,733,633	0	0	3,554	3,489,154,600	12,335	7,400,470,750

監察項目に係る通達

1 現金領収証書の様式変更

- ・ 平成 20 年 3 月 25 日付け基徴発 0325001 号
現金領収証書（領収済報告書）の様式変更及び切替等について …… P1

2 監督部門との連携強化

- ・ 平成 19 年 10 月 5 日付け基監発第 1005002 号、基徴発第 1005001 号
労働保険料の適正徴収等に係る都道府県労働局内の連携強化について… P4

3 労働保険未手続事業の適用促進

- ・ 平成 20 年 3 月 11 日付け基発第 0311001 号
業務の効果的・効率的な推進について …… P6
- ・ 平成 20 年 3 月 31 日付け基徴発第 0331006 号、職保発第 0331003 号
国土交通省における貨物自動車運送事業者の労働保険未手続事業に対する対策強化に係る協力について …… P8

基徴発第 0325001 号

平成 20 年 3 月 25 日

都道府県労働局総務（労働保険徴収）部長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

（契印省略）

現金領収証書（領収済報告書）の様式変更及び切替等について

標記については、新現金領収証書（帳票種別 30865）への様式変更に伴い、下記の事項に留意の上、業務に遺漏なきを期されたい。

記

1 現金領収証書の取扱いについて

現金領収証書（収入様式第 32 号）については、平成 19 年度から「石綿による健康被害の救済に関する法律」第 35 条第 1 項に基づき開始された一般拠出金の徴収に当たり、現金領収証書（帳票種別 30845）を作成し、これを労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の現金又は証券に係る領収に使用するとともに、従来の現金領収証書（帳票種別 30825）については労働保険料等以外の他勘定債権の現金又は証券に係る領収に使用するように指示してきたところであるが、今般様式を再度変更し、新現金領収証書（帳票種別 30865）により労働保険料等及び他勘定債権を同一の様式で領収できることとした。

各収入官吏は、徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）第 2 章第 1 節第 9 「2 分任収入官吏の転免」における処理に準じ、平成 20 年 3 月 31 日をもって使用中の現金領収証書（帳票種別 30825 及び帳票種別 30845）の廃棄又は返納を行い、平成 20 年 4 月 1 日に新現金領収証書（帳票種別 30865）へ切り替えを行うこと。

平成 20 年 4 月以降、これまで使用していた現金領収証書（帳票種別 30825 及び帳票種別 30845）は使用しないこと。

2 現金出納簿の記載について

現金領収証書（帳票種別 30825 及び帳票種別 30845）を併せて持つ収入官吏については、2 冊の現金出納簿（収入様式第 36 号）を所持し、それぞれの現金領収証書の振出しに応じて別に記載することと指示していたところである。

平成 20 年度において交替を伴わない収入官吏である職員の場合は、繰越等の関係から現在、労働保険料等の領収として使用している現金領収証書（帳票種別 30845）用現金出納簿を新現金領収証書（帳票種別 30865）用として使用することとして差し支えない。他勘定債権の領収を行う収入官吏が使用していた、現金領収証書（帳票種別 30825）用現金出納簿については、収入官吏を免じられたときの処理に準じて締切り、主任収入官吏への引継ぎ等を行うこと。

現金領収証書の変更について

現行 3082.5 (他勘定収納用)

[illegible]

現行 30845 (徴収勘定収納用)

[illegible]

新 3·0 8 6·5

[illegible]

(考)

基監発第1005002号

基徴発第1005001号

平成19年10月5日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

（契印省略）

労働保険徴収課長

（契印省略）

労働保険料の適正徴収等に係る都道府県労働局内の連携強化について

標記について、平成19年10月5日付け基発第1005002号において通知されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記のとおりとするので、適正な運用に留意されたい。

記

1 連携の概要

本連携は、労働基準監督署（以下「署」という。）において実施した監督指導により賃金不払が是正された事案に係る情報を、都道府県労働局労働保険徴収部署（以下「局徴収部署」という。）に情報提供することにより行うものとする。

2 提供する情報

（1）提供する情報の対象

署において実施した監督指導により賃金不払が是正された事案であってその支払額が高額であるものとする。

(2) 提供する情報の内容

- ① 事業場名
- ② 所在地
- ③ 電話番号
- ④ 業種
- ⑤ 支払額及びその対象期間
- ⑥ 対象労働者数
- ⑦ 支払日

(3) 情報の提供方法

上記(2)の情報については、別添様式により、原則として1年度分の情報を翌年度の6月末日までに、署から都道府県労働局労働基準部監督課を経由して局徴収部署あて提供するものとする。

3 提供を受けた情報の取扱い等

(1) 局徴収部署の対応

情報の提供を受けた局徴収部署は、当該情報を取りまとめるとともに、速やかに該当事業場の労働保険料の納付状況を確認し、必要に応じて納付指導、労働保険料算定基礎調査（以下「算定基礎調査」という。）を実施し、労働保険料の収納を図るものとする。

(2) 情報の取扱い

提供を受けた情報は、局徴収部署において算定基礎調査業務のためにのみ使用するものとする。

(抜 粋)

基発第0311001号

平成20年3月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

業務の効果的・効率的な推進について

国民生活の安心・安全を確保することが重要視されている現下の社会情勢にあって、労働基準行政の役割はますます高まっている。

労働基準行政の主要業務については、これまでも地方行政運営方針等に基づき業務計画を策定し、業務を遂行し、結果を踏まえ次年度の業務計画に反映するいわゆるPDCAサイクル(plan(計画)-do(実施)-check(点検)-act(処置) cycle)を念頭に、業務を推進してきたところであるが、平成20年度においては、特に下記第1に掲げる業務についてはPDCAサイクルを念頭に検証を行い、一掃の効果的・効率的な業務の推進を図ることとする。

については、貴職におかれては下記第2により取り組まれない。

効果や効率の観点から改善を要する業務については、検証の一環として必要な見直しを行うこととしているので了知されたい。

なお、本通達は平成20年度における業務を対象としており、平成21年度以降の検証の対象業務をはじめとする在り方については改めて指示するものである。

記

第1 対象業務

次に掲げる業務について、その実施状況の把握等を行う。

3 労働保険の未手続事業一掃対策

1、2、4～8 (略)

第2 具体的な対応

3 労働保険の未手続事業一掃対策

(1) 局において行う事項

ア 目標設定

局においては、平成20年度の労働保険の未手続事業一掃対策について、次の(ア)及び(イ)の事項に係る目標を含めた業務推進計画を策定し、年度末に

当該業務推進計画の達成実績の評価、問題点の分析等を行い、平成21年度の業務改善に反映させること。

(ア) 労働保険の未手続事業一掃対策

- ① 把握した未手続事業数
- ② ①のうち成立手続指導事業数
- ③ ②のうち成立事業数

(イ) 貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者（以下「運輸事業者」という。）に係る労働保険手続情報の活用

- ① 地方運輸機関からの通報件数
- ② ①のうち回報件数
- ③ 運輸事業者に係る上記（ア）の①から③までに掲げる事項の件数

イ 対策推進時の留意事項

未手続事業一掃対策を効果的に推進するためには、関係行政機関から通報された未手続事業情報を有効活用することが重要であることから、関係行政機関に対し未手続事業情報の積極的な提供を依頼するとともに、情報提供された未手続事業に対する適切な手続指導等に努めること。

また、地方運輸機関から情報提供された未手続事業については、その顛末を適切に回報すること。

その他、本対策のPDCAサイクル手法導入に係る詳細については別途指示する。

ウ 実績の把握及び分析

上記アにより設定した目標に係る係数を年度途中及び年度末に集計し、目標に対する進捗状況を評価すること。目標との乖離が大きい事項が見られる場合にあっては、その要因を分析する等により、年度途中で随時実施方法等を見直すとともに、集計結果を踏まえ、平成20年度末までに平成21年度における実施方針等の改善を行うこと。

エ 本省への報告

本省への報告の詳細については、別途指示する。

(2) 本省において行う事項

局に対して随時相談に応じ、好事例を提供する等により、本対策推進のための支援を行う等必要な措置を講ずることとする。

1、2、4～8（略）

基徴発第 0331006 号
職保発第 0331003 号
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

国土交通省における貨物自動車運送事業者の労働保険未手続事業
に対する対策強化に係る協力について

貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に係る未手続事業に対する国土交通省との連携については、平成 15 年 3 月 31 日付け基徴発第 0331004 号「貨物自動車運送事業者に係る労働保険未手続情報の活用について」及び平成 16 年 8 月 25 日付け基徴発第 0825001 号「貨物自動車運送事業者に係る労働保険未手続情報の活用について」において国土交通省の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（以下「地方運輸局等」という。）からの通報制度を実施しているところであるが、今般、国土交通省において、別添 1 のとおり、貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）の健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 6 条に基づく事業の許可に際して社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては同法第 33 条に基づき、行政処分等を実施することとしたところである。これに伴い、従来の通報制度の廃止の通知及び強化された未加入対策への協力依頼（別添 2 参照）が行われたところである。

については、下記の事項に留意の上、地方運輸局等からの照会等に対し適切に取り組むよう努められたい。

なお、旅客自動車運送事業者に係る通報制度については、今後も継続して実施されることを申し添える。

記

1 事業者に対する労働保険等への未加入対策強化の概要

今般の国土交通省における労働保険等への未加入対策強化の概要については、以下のとおりである（別添1及び参考参照）。

- (1) 新規に事業を行う事業者に対して、貨物自動車運送事業法第6条に基づく事業の許可に際して社会保険及び労働保険の加入を条件に付したこと。

このため、労働保険等への加入が認められない以下の①から③までのいずれかの状態に該当すると思われる新規の事業を、地方運輸局等において巡回監査等により把握した場合は、貨物自動車運送事業法第33条に基づき、当該事業者に行行政処分等を実施するものであること。

- ① 労働保険の保険関係成立に係る手続が行われていない事業（労働保険未手続事業）
- ② 雇用保険の被保険者となるべき労働者を雇用しているにもかかわらず、雇用保険の適用事業所設置届が未届出である事業（上記①の場合も含む。以下「全部未加入」という。）
- ③ 雇用保険の適用事業所設置届が提出されているが、雇用保険の被保険者であるべき者について雇用保険の被保険者資格取得が未手続である事業（以下「一部未加入」という。）

この行政処分等を行うに当たり、地方運輸局等は事前に労働保険の加入の有無等の状態について関係労働局に照会して内容確認をするものであること。

- (2) 既存の事業者に対しては、国土交通大臣の指定を受けた地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が当該事業者に対し巡回指導を行った結果、労働保険等への加入が認められない上記(1)①から③までのいずれかの状態に該当すると思われる既存事業であることを把握し、改善指導等を行うものであること。

その上でなお改善が見られない場合については、当該機関からの報告を基に、地方運輸局等は監査を行い、その結果、上記(1)①から③までのいずれかの状態であることを把握した場合は、労働保険等の加入の有無等の状態について関係労働局に照会の上、その内容確認の結果により行政処分等を実施するものであること。

また、地方運輸局等は地方実施機関からの報告に基づく監査以外の監査も行っており、この結果により上記(1)①から③までのいずれかの状態を把握した場合についても、同様に照会するものであること。

2 労働局の対応について

(1) 新規事業者に係る対応

イ パンフレット等の配付に関する協力

新規事業者が事業を開始するにあたり、地方運輸局等から事業許可書の交付を受ける必要があるが、今回の対策強化により事業許可書の交付を受ける

際実施される講習において、労働保険等の加入に関するパンフレット等を配付することとしている。

そのため、地方運輸局等から労働保険等の加入に関するパンフレット等の配付要望が行われるので適切に対応すること。

ロ 地方運輸局等からの照会への対応

今般の国土交通省における未加入対策強化により、新規事業者が上記1(1)の①から③までのいずれかの労働保険等への適正な加入が認められない場合、地方運輸局等から行政処分等を科せられる場合がある。

地方運輸局等では、新規事業者の運輸開始届出書の受理時に労働保険関係成立届の写し等を併せて確認すること及び巡回監査等により上記1(1)の①から③までのいずれかに該当すると思われる事業（以下「照会対象事業」という。）であるかを把握することとなる。当該把握を基に、行政処分等の前提として当該処分等を科す前に関係労働局に当該新規事業者が上記1(1)の①から③までのいずれかに該当するか照会が行われるので、照会を受けた労働局においては適宜、労働保険の保険関係成立手続の有無及び雇用保険被保険者資格取得の有無を確認し、下記3のとおり回答すること。

(2) 既存の事業者に係る対応

既存の事業者については、地方実施機関からの報告等を基に地方運輸局等の監査により照会対象事業であると把握した場合は、当該事業者について関係労働局に上記1(1)の①から③までのいずれかに該当するか照会が行われるので、照会を受けた労働局においては適宜、労働保険の保険関係成立手続の有無及び雇用保険被保険者資格取得の有無を確認し、下記3のとおり回答すること。

3 照会に対する事務処理及び回答

(1) 労働保険の保険関係成立手続の有無に係る照会

イ 都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室（以下「労働保険徴収主務課室」という。）は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は運輸支局長（運輸管理部長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）より照会対象事業について文書（別添3）により照会が行われるため、照会様式の確認日欄の年月日時点における当該事業者に係る事業について、労働保険の保険関係成立手続の有無を確認し、照会を受理した日から2か月以内に報告様式により照会を行った地方運輸局長等あて回答すること。

ロ 照会のあった事業が労働保険の保険関係成立手続を行っていない場合は、労働保険徴収主務課室において訪問指導等を行い、当該事業に対して加入手続を行うよう手続指導を行うこと。

(2) 雇用保険被保険者資格の有無等に係る照会

地方運輸局等において照会対象事業を把握した場合は、地方運輸局長等から労働保険徴収主務課室を介して関係労働局雇用保険主管課（以下「雇用保険主管課」という。）に対し、雇用保険被保険者資格の有無に係る照会も行われるので、以下の点に留意すること。

イ 地方運輸局長等から照会が行われた場合、照会に係る事業所を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）はすみやかに事業所調査等を実施し、当該事業所における全ての労働者について、地方運輸局等の照会様式の確認日欄の年月日時点における雇用保険被保険者資格の取得状況（本来取得すべき者が取得しているか否か）を把握すること。

なお、事業所調査に当たっては、業務取扱要領（雇用保険適用関係）22251のハ及び20801から20803までの職権による確認に準じて行うこと。

ロ 上記イにより把握した状況について、雇用保険主管課は、原則、地方運輸局長等からの照会を受理した日から2か月以内に、次の項目を含む報告様式により当該地方運輸局長等へ回答すること。

なお、事業主との接触ができない等の理由により、上記期間内の回答が困難である場合は、その旨、書面により回答すること。

① 事業所名称

② 全部未加入、一部未加入又は全部加入であると把握される旨

③ 雇用保険の被保険者となる労働者のうち未加入である全ての労働者名（全部未加入又は一部未加入の場合のみ）

ハ 上記イの事業所調査等により、当該事業所における雇用保険の全部未加入又は一部未加入が把握された場合は、事業主に対し、雇用保険被保険者資格取得届の提出等、適切な雇用保険手続を指導すること。

また、届出が未提出であって、法令で定める期限を超過していない場合は、特記事項に該当者の人数及び指導状況を簡潔に記載すること。

ニ 上記ハにより未加入であった労働者が雇用保険被保険者資格を取得する場合、未納分の労働保険料を徴収する必要があることから、雇用保険主管課は被保険者取得の手続が行われた旨を労働保険徴収主務課室に連絡するとともに、連絡を受けた労働保険徴収主務課室は未納分の労働保険料の徴収等の対応を図ること。

ホ 事業所調査等に当たっては、例えば、調査対象事業が労働保険未手続事業の場合は労働保険徴収主務課室の訪問指導等と同行するなど、必要に応じて労働保険徴収主務課室とよく連携すること。

4 会議への参加

別添1の「6 その他」において、運輸支局が必要に応じて開催するとしている連絡調整のための会議が実施される際には、労働保険徴収主務課室及び雇用保険主管課の職員は、関係課室連携の上、適宜協力すること。

5 実施の時期

本通達に基づく対応については、平成20年7月1日から実施する。

(以下 略)

労働保険適用業種別検討委員会の検討結果概要について

1 検討委員会の設置趣旨

労働保険の適用状況については、業種間で相当のバラツキがみられる。特に中小零細の商業、サービス業においては未手続事業が多くなっている。

そこで未手続事業の解消を図るため、これら業種の特性を踏まえた適用方策・手法の検討を行う労働保険適用業種別検討委員会を設置。

2 検討対象業種

- ・ 卸売業・小売業（コンビニエンスストア業）
 - ・ 飲食店（料飲業）
- （平成18年度実績）

3 検討結果概要

（1）加入促進に係る主な問題点

- ・ コンビニエンスストアはほとんどがフランチャイズチェーン方式、料飲業界は上部組織が存在しない
- ・ 24時間営業又は夜間営業の事業場が多く、事業主の在店時間帯が不確定
- ・ 事業主の労働保険加入意識が低い（特別加入制度の不知、義務であることの不知、等）
- ・ 従業員の就労形態からくる事務の煩雑感

（2）改善対策

- ・ 事業主の在店時間帯の把握
- ・ コンビニエンスストアについては本部・地域本部、料飲業については料飲組合等を通じた加盟店（事業主）への加入勧奨活動の実施（地域本部等の経営指導会議、業界関係者の会合等の場の活用）
- ・ コンプライアンスの確立による事業への信頼性確保の必要性についての意識啓発
- ・ 労働保険加入の具体的なメリット、未加入のデメリットについての理解促進（わかり易いパンフレット、より良い人材の確保、特別加入制度・費用徴収制度の周知、等）
- ・ 業界所管・監督行政機関、関係中央業界団体への加入勧奨の働きかけ（料飲業については保健所へのパンフレットの配置等）
- ・ 事務組合制度の周知、委託の勧奨
- ・ 加盟店の加入促進成果に関する広報の実施
- ・ 料飲業については入居ビルのオーナー、地域の商店会への加入勧奨協力依頼